

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年2月21日提出
【計算期間】	第50特定期間(自 2021年5月21日 至 2021年11月22日)
【ファンド名】	アライアンス・バーンスタイン・ハイ・イールド・オープン
【発行者名】	アライアンス・バーンスタイン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 和子
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号 日比谷パークフロント
【事務連絡者氏名】	岡本 元樹
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号 日比谷パークフロント
【電話番号】	03-5962-9165
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 当ファンドは、主として米ドル建ての高利回り社債および米ドル建てエマージング・カントリー公社債に分散投資し、高水準のインカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- ② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、金4,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。
- ③ 当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
追加型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信 その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・単位型・追加型の区分・・・追加型
一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。
- ・投資対象地域による区分・・・海外
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・投資対象資産による区分・・・債券
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替 ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル (日本除く)	あり ()
一般	年 2 回	日本	
大型株	年 4 回	北米	
中小型株	年 6 回 (隔月)	欧州	
債券	年 12 回 (毎月)	アジア	なし
一般		オセアニア	
公債		中南米	
社債		アフリカ	
その他債券		中近東 (中東)	
クレジット属性 ()		エマージング	
不動産投信	日々		
その他資産 ()			
資産複合 ()	その他 ()		
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- ・投資対象資産による属性区分・・・債券、一般
公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
- ・決算頻度による属性区分・・・年12回(毎月)
目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月) 決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・投資対象地域による属性区分・・・グローバル(日本除く)
目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・為替ヘッジによる属性区分・・・為替ヘッジなし
目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※為替ヘッジによる属性区分は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

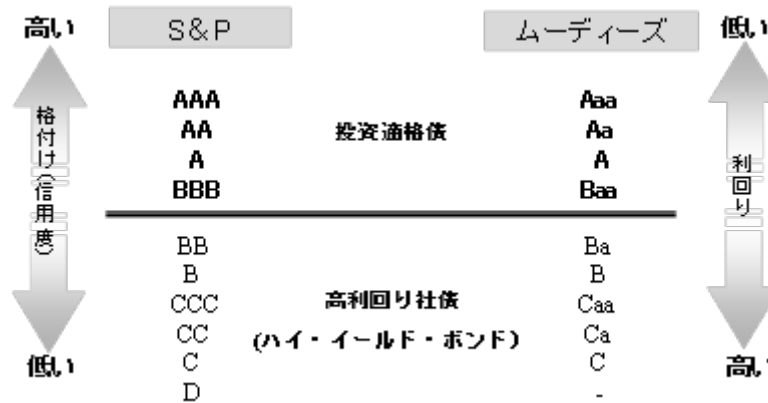
④ ファンドの特色

a. 主として米ドル建て高利回り社債および米ドル建てエマージング・カンントリー公社債に分散投資します。

■高水準のインカム・ゲインの確保とともに金利低下や格付け上昇にともなうキャピタル・ゲインの獲得を目指します。

■BB格、B格の社債を中心に米ドル建て高利回り社債に合計で純資産総額の80%程度、米ドル建てエマージング・カンントリー公社債に20%程度の投資割合を基本とします。

＜格付けと債券の区分＞



●高利回り社債

BB格以下の格付けの事業債をいいます。

- ・高利回り社債は、格付けの高い債券に比べて、一般的にデフォルト（債務不履行）・リスクが高い反面、利回りが高いという特徴があります。
- ・金利の変化により価格が変動する債券としての性格を持ちます。
- ・景気や企業業績の回復局面では、発行企業の財務内容の改善やそれに伴う信用状況の改善が見込まれ、債券価格が上昇し、キャピタル・ゲインを得ることもあります。一方、景気や企業業績の悪化局面では、発行企業の信用状況が悪化し、債券価格が下落することもあります。また、経済環境の変化などにより投資家の信用リスクに対する姿勢が変わることも債券価格の変動要因となります。

●エマージング・カンントリー公社債

一般に新興経済国、発展途上国等と認識される国々で、これらの政府や政府機関、企業等の発行する債券をいいます。

- ・発行体が新興経済国、発展途上国に属するため、一般的にデフォルト・リスクが高い分、先進国の国債や社債よりも利回りが高いという特徴があります。
- ・価格は、発行国の政治、経済情勢の変化に応じて変動します。政治情勢が安定し、経済が成長している局面などでは、信用状況も改善し、債券価格の上昇によるキャピタル・ゲインが得られることもあります。一方、政情不安や経済が低迷している局面などでは、信用状況が悪化し、債券価格が下落することもあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

b. アライアンス・バーンスタイン（以下、「AB」）^{*}の債券部門の調査に基づくアクティブ運用を行います。

^{*}アライアンス・バーンスタインおよびABには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

■分散投資とクレジット・リスク分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行います。

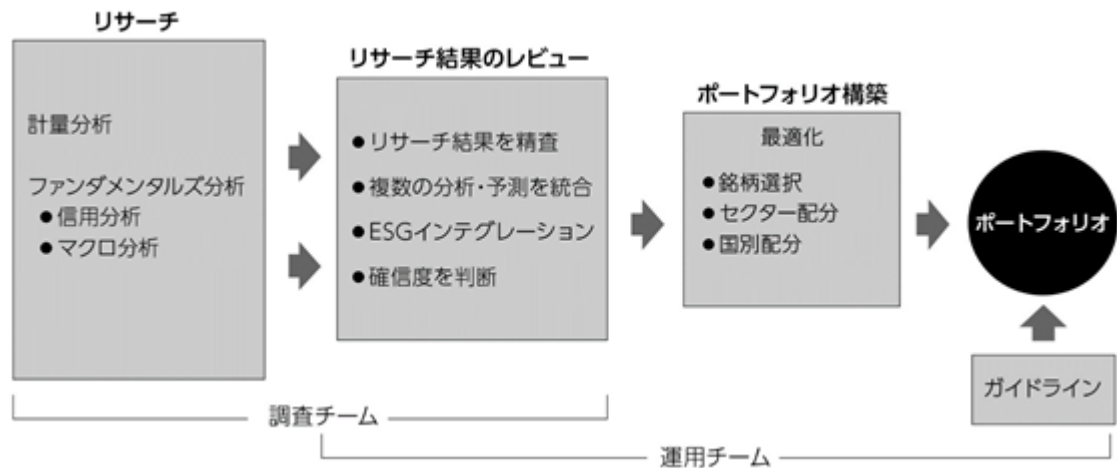
●高利回り社債の運用は、債券部門の調査チームによる「マクロ分析」、「産業・企業調査」、「信用分析」、「計量分析」をベースに、運用チームが業種配分や銘柄選定を行います。

- ・信用分析アナリストは「マクロ分析」、「産業・企業調査」を参考にし、発行体の財務分析をはじめとしたファンダメンタルズ分析を行います。計量分析アナリストは計量的手法により、主要市場における社債個別銘柄の期待リターンの算出を行います。
- ・こうした調査をベースにグローバル社債運用チームが、ポートフォリオの業種配分、銘柄選定を行います。

●エマージング・カンントリー公社債の運用は、「カンントリー・リスク・ランキング・システム」をベースにカンントリー・リスクの評価と銘柄選定を行います。

- ・A Bでは独自の「カントリー・リスク・ランキング・システム」を用いた分析を行っています。これは、各国のカントリー・リスクに影響を与えると思われる指標の分析を行い、それをランキングするものです。
- ・「カントリー・リスク・ランキング・システム」をベースにカントリー・リスクの評価を行うとともに、計量分析アナリストが算出するエマージング各国債券の期待リターンや証券の相対価値を勘案して、エマージング・カントリー公社債の運用チームがポートフォリオの構築を行います。

<債券運用プロセス>



※上記の内容は、今後変更する場合があります。

c. 運用は、A Bのグループ会社に委託します。

■ 運用指図に関する権限委託：公社債等の運用および為替の運用

※ 国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

■ 委託先（投資顧問会社）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするA Bは、総額約7,422億米ドル（2021年9月末現在、約82.8兆円^{*}）の資産を運用し、米国をはじめ世界26の国・地域、51都市（2021年9月末現在）に拠点を有しています。

^{*} 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝111.575円（2021年9月30日のWMロイター）を用いております。

d. 米ドル建ての高利回りを享受するため、外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

※ 為替による影響を与えると判断される経済・政治情勢、金利動向等の変化によっては、為替ヘッジを行うことがあります。

e. 毎月決算を行い、投資する公社債のインカム・ゲイン等をもとに分配します。

■ 原則として、毎決算時（毎月20日。休業日の場合は翌営業日）に、収益分配方針に基づき分配します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<収益分配金に関する留意事項>

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

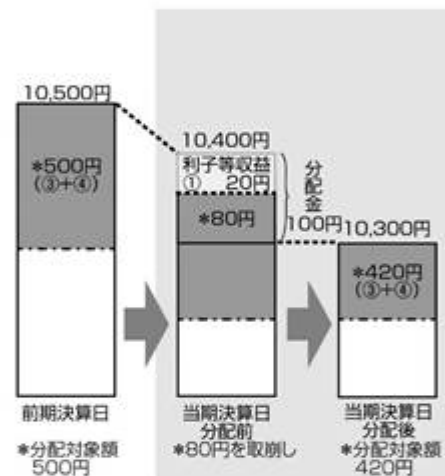
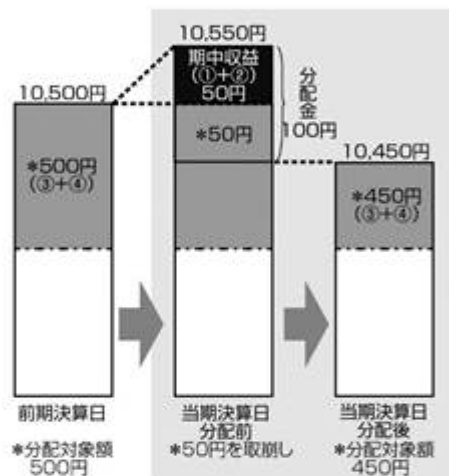


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）

（前期決算日から基準価額が下落した場合）



（注）分配対象額は、①経費控除後の利子等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

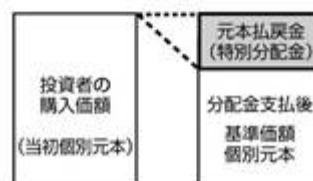
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額（特別分配金）だけ減少します。

(2) 【ファンドの沿革】

1997年1月31日

信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

2000年11月15日

関東財務局長に有価証券届出書を提出。

2007年2月20日

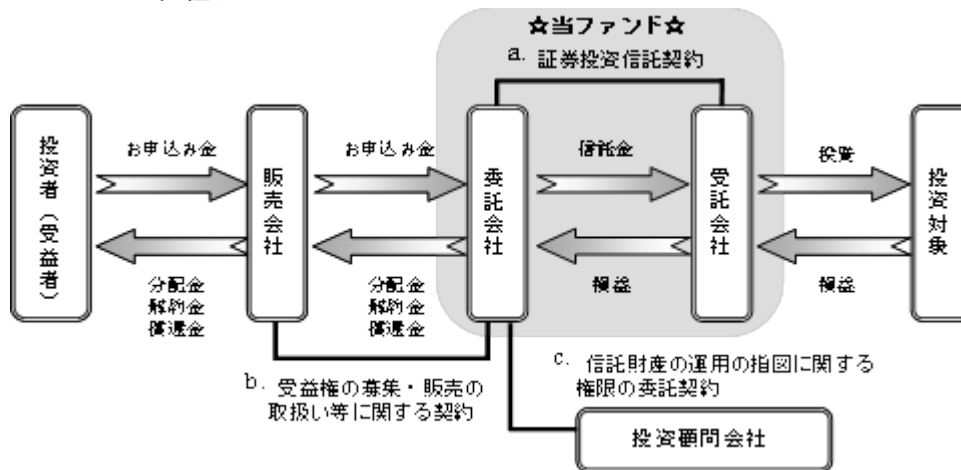
ファンド名称を変更

変更前：アライアンス・ハイ・イールド・オープン

変更後：アライアンス・バーンスタイン・ハイ・イールド・オープン

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



<販売会社>

- ・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

<委託会社>

アライアンス・バーンスタイン株式会社

- ・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

<受託会社>

三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社)

株式会社日本カストディ銀行

- ・信託財産の管理業務等を行います。

<投資顧問会社>

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

- ・信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図）を行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

② 関係法人との契約等の概要

a. 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

c. 信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

③ 委託会社等の概況

a. 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。（2021年11月末現在）

b. 委託会社の沿革

1996年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立。

2000年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更。

2000年1月1日 アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店から、営業を譲り受ける。

2006年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更。

2016年4月1日 アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店から、事業の一部を譲り受ける。

c. 大株主の状況

（2021年11月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国テネシー州ナッシュビル市 コマース・ストリート501	32,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

当ファンドは、主として米ドル建ての高利回り社債および米ドル建てエマージング・カントリー公社債に投資し、高水準のインカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

② 運用態度

- a. 主として米ドル建て高利回り社債および米ドル建てエマージング・カントリー公社債へ投資し、高水準のインカムゲインの確保とともに金利低下や格付け上昇にともなうキャピタルゲインの獲得をめざします。
- b. 分散投資とクレジット・リスク分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行います。
- c. 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- d. 投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- e. 投資にあたっては、原則として次の範囲内で行います。
 - ・高利回り社債への投資割合は、合計で純資産総額の80%程度とし、BB格、B格およびこれに準ずるものを中心に投資します。
 - ・CCC格およびこれに準ずる債券への投資割合は、取得時において合計で純資産総額の5%程度とします。
 - ・エマージング・カントリー公社債への投資割合は、合計で純資産総額の20%程度とします。
 - ・同一発行体の発行する銘柄への投資割合は、純資産総額の10%以内とします。ただし、わが国の国債証券および米国財務省の発行する財務省証券はこの限りではありません。
- f. 組入れ債券がデフォルト（元利金支払いの不履行および遅延）した場合、委託会社の判断により当該債券を速やかに売却することもあります。
- g. 米ドル建ての高利回りを享受するため、外貨建て資産について為替ヘッジは原則として行いませんが、為替に影響を与えると判断される経済・政治情勢、金利動向等の変化によっては、為替のヘッジを行うことがあります。
- h. 有価証券等の価格変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- i. 信託財産の効率的運用ならびに運用の安定化をはかるため、信託財産の一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の不足額が生じた場合には、資金の借入れを行うことができます。

(2)【投資対象】

米ドル建ての高利回り社債および米ドル建てエマージング・カントリー公社債を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

a. 有価証券

b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条に定めるものに限り。）

c. 金銭債権

d. 約束手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- a. 株券（転換社債の転換および新株予約権（新株予約権のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券および優先株券に限ります。）
 - b. 国債証券
 - c. 地方債証券
 - d. 特別の法律により法人の発行する債券
 - e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - f. コマーシャル・ペーパー
 - g. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - h. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - i. 外国貸付債権信託受益証券
 - j. 預託証書
 - k. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - l. 指定金銭信託の受益証券
 - m. 抵当証券
 - n. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - o. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なおa. の証券または証書、h. ならびにj. の証券または証書のうちa. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. からe. までの証券およびh. ならびにj. の証券または証書のうちb. からe. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ 金融商品の運用指図

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3) 【運用体制】

① ファンドの運用体制

委託会社は当ファンドの信託財産の運用の指図に関する権限の一部（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を以下の者に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

② 内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

- ・リーガル・コンプライアンス本部は信託約款および法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。
- ・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについてモニターしています。
- ・クライアント本部は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

③ 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程に従い、運用部門から独立した管理担当部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

◆上記の運用体制等は、今後変更する場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

決算時（原則として毎月20日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の方針により分配を行います。

- a. 分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には収益分配を行わないこともあります。
- c. 分配金（税引後）は、自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。
- d. 留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

② 収益の分配方式

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（イ）配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ロ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に帰属します。収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

① 信託約款に定める投資制限

a. 株式への投資制限

株式への投資は、転換社債を転換したもの、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りします。）を行使したものおよび優先株式に限りします。

b. 株式への投資割合

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の10%未満とします。

c. 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

d. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%未満とします。

e. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合については、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

f. 同一銘柄への投資割合

(イ) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ロ) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

g. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

(i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(ii) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額とします。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲 a. から d. 」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(iii) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本 g. で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

- (i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 - (ii) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 - (iii) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本g.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。
- (i) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲a. からd.」に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (ii) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲a. からd.」に掲げる金融商品で運用している額（以下、本(ii)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額とします。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - (iii) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本g.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- h. デリバティブ取引等に係る投資制限
- 委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- i. 信用リスク集中回避のための投資制限
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ② 法令により禁止または制限される取引等
- a. 同一法人の発行する株式の取得制限（投資信託及び投資法人に関する法律）
委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。
 - b. 投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。
- ③ その他信託約款に定める取引の方法と条件
- a. 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替リスクの回避のため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

b. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

c. 再投資の指図

委託会社は、上記b.の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

d. 資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は信託財産中から支払われます。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主として公社債などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により、基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

① 金利変動リスク

一般に、債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

② 信用リスク

発行国の債務返済能力等の変化、発行体の業績や財務内容等の変化による格付け（信用度）の変更や変更の可能性、信用リスクに対する投資家の姿勢、特定の債券の信用度に関する投資家の考え方が変わることなどにより、債券価格が大きく変動することがあります。また、デフォルト（債務不履行）が生じる場合には、債券価格が大きく下落します。なお、このような場合には流動性も低下し、機動的な売買が行えないこともあります。

当ファンドが投資対象とする高利回り社債やエマージング・カンントリー公社債は、格付けの高い債券（BBB格以上）に比較して、デフォルトが生じるおそれが高いと考えられます。

また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

③ カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

また、エマージング・カンントリー公社債市場は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度（金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。こうしたリスクには、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、デフォルト等が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれています。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・カンントリー公社債は先進諸国に比べカントリー・リスクが高くなります。

④ 流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない場合があります。高利回り社債やエマージング・カンントリー公社債は、一般に格付けの高い債券に比べ流動性リスクが高くなります。

⑤ 為替変動リスク

外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

⑥ 一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ② 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクの管理体制

① 投資顧問会社におけるリスク管理

市場/ポートフォリオ・リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、各リスク管理担当が常時モニターしています。各リスク管理担当はリスク管理内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告することにより、牽制が働く体制としています。

債券運用に関わるリスクへの対応

運用チームでは、債券運用に関わるリスクについて以下のような対応を図っています。

金利変動リスク	◆米国専担を含めたエコノミストが、世界経済、債券市場を分析しています。
信用リスク	◆信用分析アナリストが、ファンダメンタルズ分析を行い、発行体の債務返済能力を精査しています。 ◆格付予想モデルを使った分析も行っています。 ◆分散投資により、1銘柄の信用リスクがポートフォリオに大きな影響を与えないよう配慮しています。
カントリー・リスク	◆エマージング・カントリーについては、エマージング・カントリー専担のエコノミストの分析に加え、A Bでは独自の「カントリー・リスク・ランキング・システム」を用い、常時監視しています。
流動性リスク	◆高利回り社債については、1発行体が発行した社債の買付割合に制限を設けています。また、組入銘柄・業種の分散や、発行額にも留意しています。

② 委託会社におけるリスク管理

a. 運用ガイドラインの遵守状況の監視

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

b. パフォーマンスの検証

ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

c. 流動性リスクの管理

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

(参考情報)

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

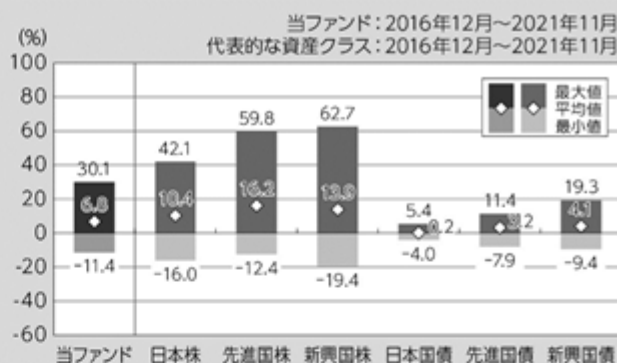


※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、2016年12月末の基準価額を10,000として指数化しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、当ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※対象期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を表示しております。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株……TOPIX(東証株価指数、配当込み)

先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI 国債

先進国債……FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

◆ TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、東京証券取引所が算出し公表する、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

◆ MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

◆ MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

◆ NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

◆ FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

◆ JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（以下の表の手数料率を上限とします。）を乗じて得た額とします。

取得申込み金額	手数料率
1億円未満	3.3%（税抜3.0%）
1億円以上5億円未満	2.2%（税抜2.0%）
5億円以上	1.1%（税抜1.0%）

※取得申込み金額には、申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。

※販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

なお、収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

- ② 償還乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをする場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数については無手数料とし、当該償還金額を超える金額に対応する口数については上記の手数料率とします。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提出していただくことがあります。

償還乗換えの取扱いは販売会社によって異なることがありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。

※販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

＜照会先＞アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-5962-9687 （受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス： <https://www.alliancebernstein.co.jp>

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金（解約）手数料

ありません。

- ② 信託財産留保額^{*}

信託財産留保額は、一部解約の実行の請求を受付けた日（以下、「一部解約請求受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額です。

^{*}信託期間の途中で換金する場合に、基準価額から控除される額で、運用の安定性を高めるとともに長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために、信託財産中に留保されるものです。

(3)【信託報酬等】

信託財産の純資産総額に対して、年率1.705%（税抜1.55%）。

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）および役務の内容は、以下のとおりです。

委託会社	年率1.00%	委託した資金の運用、基準価額の算出、法定書類作成等の対価
販売会社	年率0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	年率0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

当ファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

ファンドの信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

① 監査費用

信託財産に対する監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額は、毎計算期末のときに、信託財産中から支払われます。

② その他の費用

- a. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。
- b. ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。
- c. 信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れを行った場合、その借入金の利息は、信託財産中から支払われます。

※上記①および②のうち、主な手数料等を対価とする役務の内容は以下のとおりです。

- ・金融商品等の売買委託手数料は、組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料です。
- ・監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。
- ・外貨建資産の保管等に要する費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用です。

※その他の手数料等については、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個別元本について

- a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

③ 個人・法人別の課税の取扱い

- a. 個人の受益者に対する課税

（イ） 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告は不要となります。

^{*}2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（ロ） 損益通算について

確定申告により、普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに一部解約時および償還時の譲渡損（または譲渡益）は、上場株式等の申告分離課税を選択した配当所得および譲渡益（または譲渡損）ならびに特定公社債等の利子所得および譲渡益（または譲渡損）と損益通算が可能です。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

（ハ） 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。他の口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率^{*}で源泉徴収されます。住民税は源泉徴収されません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

^{*}2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

c. 販売会社の買取りによるご換金に係る課税の取扱いは、販売会社にお問い合わせください。

※ 上記は2021年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※ 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2021年11月30日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	960,820	0.00
	ケイマン	826,654	0.00
	小計	1,787,474	0.01
新株予約権証券	アメリカ	3,816	0.00
国債証券	ブラジル	108,587,179	0.95
	コロンビア	22,075,646	0.19
	ペルー	1,499,161	0.01
	ドミニカ共和国	81,459,036	0.71
	コスタリカ	29,081,787	0.25
	ジャマイカ	31,227,021	0.27
	エルサルバドル	8,715,706	0.07
	パナマ	106,157,763	0.93
	インドネシア	87,042,134	0.76
	イスラエル	26,694,744	0.23
	オマーン	37,101,961	0.32
	ウクライナ	33,960,345	0.29
	エジプト	76,664,626	0.67
	ガーナ	44,035,959	0.38
	南アフリカ	69,640,039	0.61
	コートジボアール	31,678,409	0.27
	ナイジェリア	57,690,633	0.50
	バーレーン	81,453,887	0.71
	アンゴラ共和国	62,342,802	0.54
	サウジアラビア	45,531,607	0.40
	セネガル共和国	41,733,250	0.36
	ホンジュラス	38,080,042	0.33
	小計	1,122,453,737	9.89
社債券	日本	29,219,884	0.25
	アメリカ	7,181,459,086	63.29
	カナダ	347,614,712	3.06
	メキシコ	79,745,262	0.70
	チリ	41,295,835	0.36
	コロンビア	1,761,694	0.01
	モーリシャス	29,620,020	0.26
	パナマ	95,492,012	0.84
	ドイツ	80,213,399	0.70
	イタリア	93,860,364	0.82
	フランス	113,470,427	1.00
	オランダ	83,425,125	0.73
	スペイン	182,944,035	1.61
	オーストリア	23,360,451	0.20
	ルクセンブルク	427,315,940	3.76
	フィンランド	37,003,773	0.32
	アイルランド	148,319,070	1.30
	イギリス	345,388,933	3.04
	スイス	35,993,529	0.31

	スウェーデン	59,555,559	0.52
	チェコ	12,712,590	0.11
	ポーランド	28,434,821	0.25
	ケイマン	113,667,000	1.00
	リベリア	96,196,119	0.84
	オーストラリア	34,730,852	0.30
	バミューダ	153,676,902	1.35
	マレーシア	40,084,518	0.35
	イスラエル	11,508,742	0.10
	ウクライナ	34,248,752	0.30
	ジャージー	13,333,057	0.11
	バーレーン	24,545,878	0.21
	小計	10,000,198,341	88.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	222,428,487	1.96
合計(純資産総額)		11,346,871,855	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】
①【投資有価証券の主要銘柄】

2021年11月30日現在											
順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	t償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	社債券	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	1,094,000	11,372.56	124,415,839	11,191.89	122,439,345	4.5	2033年 6月 1日	1.07
2	ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL	822,000	13,501.65	110,983,602	13,210.11	108,587,179	7.125	2037年 1月20日	0.95
3	アメリカ	社債券	OCCIDENTAL PETROLEUM COR	763,000	12,494.10	95,330,042	12,288.52	93,761,448	5.55	2026年 3月15日	0.82
4	アメリカ	社債券	CENTENE CORP	829,000	11,080.51	91,857,472	10,857.63	90,009,835	2.5	2031年 3月 1日	0.79
5	アメリカ	社債券	NATIONWIDE MUTUAL INSURA	440,000	19,847.68	87,329,820	19,861.31	87,389,800	9.375	2039年 8月15日	0.77
6	インドネシア	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	489,000	17,931.57	87,685,396	17,800.02	87,042,134	8.5	2035年10月12日	0.76
7	アメリカ	社債券	CSC HOLDINGS LLC	803,000	10,420.87	83,679,641	10,409.49	83,588,284	3.375	2031年 2月15日	0.73
8	アメリカ	社債券	TENET HEALTHCARE CORP	701,000	11,453.68	80,290,304	11,399.64	79,911,478	4.375	2030年 1月15日	0.70
9	アメリカ	社債券	VERITAS US INC/BERMUDA L	645,000	11,784.41	76,009,447	11,760.06	75,852,410	7.5	2025年 9月 1日	0.66
10	アメリカ	社債券	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	574,000	11,406.80	65,475,077	11,393.61	65,399,324	3.219	2022年 1月 9日	0.57
11	アメリカ	社債券	MILEAGE PLUS HOLDINGS LL	504,053	12,298.30	61,989,997	12,220.71	61,598,897	6.5	2027年 6月20日	0.54
12	パナマ	社債券	CARNIVAL CORP	542,000	11,506.69	62,366,302	11,206.34	60,738,390	5.75	2027年 3月 1日	0.53
13	アメリカ	社債券	L BRANDS INC	434,000	13,976.64	60,658,637	13,714.29	59,520,022	6.875	2035年11月 1日	0.52
14	アメリカ	社債券	SIRIUS XM RADIO INC	521,000	11,422.73	59,512,451	11,228.87	58,502,419	4	2028年 7月15日	0.51
15	パナマ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	353,000	16,382.87	57,831,566	16,229.29	57,289,395	9.375	2029年 4月 1日	0.50
16	アメリカ	社債券	T-MOBILE USA INC	492,000	11,769.05	57,903,733	11,640.71	57,272,337	3.5	2031年 4月15日	0.50
17	アメリカ	社債券	TARGA RESOURCES PARTNERS	484,000	11,892.26	57,558,559	11,722.51	56,736,994	4	2032年 1月15日	0.50
18	エジプト	国債証券	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	495,000	11,817.85	58,498,401	11,419.66	56,527,336	7.5	2027年 1月31日	0.49

19	アメリカ	社債券	WYNN LAS VEGAS LLC/CORP	487,000	11,619.44	56,586,692	11,497.82	55,994,402	5.5	2025年 3月 1日	0.49
20	ドミニカ 共和国	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	404,000	13,618.26	55,017,807	13,481.74	54,466,250	8.625	2027年 4月20日	0.48
21	ルクセン ブルク	社債券	ALTICE FINANCING SA	500,000	10,922.94	54,614,720	10,733.17	53,665,878	5	2028年 1月15日	0.47
22	アメリカ	社債券	POST HOLDINGS INC	482,000	11,058.21	53,300,603	10,976.98	52,909,066	4.5	2031年 9月15日	0.46
23	アメリカ	社債券	NETFLIX INC	332,000	16,048.03	53,279,492	15,906.14	52,808,407	4.625	2029年 5月15日	0.46
24	アメリカ	社債券	NETFLIX INC	360,000	14,753.28	53,111,814	14,658.00	52,768,805	3.625	2027年 5月15日	0.46
25	バミュー ダ	社債券	AIRCASTLE LTD	413,000	12,581.71	51,962,464	12,549.51	51,829,491	5.25	2025年 8月11日	0.45
26	アメリカ	社債券	ALLY FINANCIAL INC	329,000	15,930.07	52,409,949	15,736.32	51,772,510	8	2031年11月 1日	0.45
27	アメリカ	社債券	MOZART DEBT MERGER SUB	453,000	11,492.36	52,060,405	11,358.68	51,454,835	5.25	2029年10月 1日	0.45
28	アメリカ	社債券	ENOVA INTERNATIONAL INC	438,000	11,703.63	51,261,915	11,711.82	51,297,794	8.5	2025年 9月15日	0.45
29	アメリカ	社債券	TRANSDIGM INC	433,000	11,831.39	51,229,951	11,809.55	51,135,367	6.25	2026年 3月15日	0.45
30	アメリカ	社債券	LIBERTY MUTUAL GROUP	310,000	15,952.71	49,453,418	15,782.40	48,925,446	7.8	2037年 3月15日	0.43

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2021年11月30日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	エネルギー	0.01
		運輸	0.00
		小計	0.01
新株予約権証券	外国	—	0.00
国債証券	外国	—	9.89
社債券	国内	—	0.25
	外国	—	87.87
合計			98.03

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2021年11月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第31特定期間末（2012年 5月21日）	16,883	17,470	2,588	2,678
第32特定期間末（2012年11月20日）	17,030	17,585	2,759	2,849
第33特定期間末（2013年 5月20日）	20,733	21,253	3,592	3,682
第34特定期間末（2013年11月20日）	18,325	18,814	3,378	3,468
第35特定期間末（2014年 5月20日）	17,718	18,174	3,496	3,586
第36特定期間末（2014年11月20日）	18,780	19,208	3,950	4,040
第37特定期間末（2015年 5月20日）	17,946	18,466	3,968	4,083
第38特定期間末（2015年11月20日）	16,201	16,727	3,696	3,816
第39特定期間末（2016年 5月20日）	13,714	14,215	3,284	3,404
第40特定期間末（2016年11月21日）	13,805	14,194	3,375	3,470
第41特定期間末（2017年 5月22日）	14,131	14,491	3,535	3,625
第42特定期間末（2017年11月20日）	13,691	14,041	3,528	3,618
第43特定期間末（2018年 5月21日）	12,695	13,032	3,384	3,474
第44特定期間末（2018年11月20日）	12,050	12,378	3,308	3,398
第45特定期間末（2019年 5月20日）	11,827	12,148	3,316	3,406
第46特定期間末（2019年11月20日）	11,572	11,888	3,295	3,385
第47特定期間末（2020年 5月20日）	10,262	10,573	2,973	3,063
第48特定期間末（2020年11月20日）	10,832	11,139	3,182	3,272
第49特定期間末（2021年 5月20日）	11,436	11,738	3,415	3,505
第50特定期間末（2021年11月22日）	11,498	11,791	3,532	3,622
2020年11月末日	10,931	—	3,207	—
12月末日	11,069	—	3,251	—
2021年 1月末日	11,173	—	3,286	—
2月末日	11,334	—	3,342	—
3月末日	11,671	—	3,448	—
4月末日	11,497	—	3,425	—

5月末日	11,559	—	3,450	—
6月末日	11,690	—	3,501	—
7月末日	11,347	—	3,462	—
8月末日	11,376	—	3,467	—
9月末日	11,479	—	3,509	—
10月末日	11,561	—	3,537	—
11月末日	11,346	—	3,484	—

(注1) 分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に各特定期間に支払われた1口当たりの分配金額を乗じて算出した額を、分配
 落純資産額に加算して算出しております。

(注2) 純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注3) 月末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第31特定期間	2011年11月22日～2012年 5月21日	90
第32特定期間	2012年 5月22日～2012年11月20日	90
第33特定期間	2012年11月21日～2013年 5月20日	90
第34特定期間	2013年 5月21日～2013年11月20日	90
第35特定期間	2013年11月21日～2014年 5月20日	90
第36特定期間	2014年 5月21日～2014年11月20日	90
第37特定期間	2014年11月21日～2015年 5月20日	115
第38特定期間	2015年 5月21日～2015年11月20日	120
第39特定期間	2015年11月21日～2016年 5月20日	120
第40特定期間	2016年 5月21日～2016年11月21日	95
第41特定期間	2016年11月22日～2017年 5月22日	90
第42特定期間	2017年 5月23日～2017年11月20日	90
第43特定期間	2017年11月21日～2018年 5月21日	90
第44特定期間	2018年 5月22日～2018年11月20日	90
第45特定期間	2018年11月21日～2019年 5月20日	90
第46特定期間	2019年 5月21日～2019年11月20日	90
第47特定期間	2019年11月21日～2020年 5月20日	90
第48特定期間	2020年 5月21日～2020年11月20日	90
第49特定期間	2020年11月21日～2021年 5月20日	90
第50特定期間	2021年 5月21日～2021年11月22日	90

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第31特定期間	2011年11月22日～2012年 5月21日	9.2
第32特定期間	2012年 5月22日～2012年11月20日	10.1
第33特定期間	2012年11月21日～2013年 5月20日	33.5
第34特定期間	2013年 5月21日～2013年11月20日	△3.5
第35特定期間	2013年11月21日～2014年 5月20日	6.2
第36特定期間	2014年 5月21日～2014年11月20日	15.6
第37特定期間	2014年11月21日～2015年 5月20日	3.4
第38特定期間	2015年 5月21日～2015年11月20日	△3.8
第39特定期間	2015年11月21日～2016年 5月20日	△7.9
第40特定期間	2016年 5月21日～2016年11月21日	5.7
第41特定期間	2016年11月22日～2017年 5月22日	7.4
第42特定期間	2017年 5月23日～2017年11月20日	2.3

第43特定期間	2017年11月21日～2018年 5月21日	△1.5
第44特定期間	2018年 5月22日～2018年11月20日	0.4
第45特定期間	2018年11月21日～2019年 5月20日	3.0
第46特定期間	2019年 5月21日～2019年11月20日	2.1
第47特定期間	2019年11月21日～2020年 5月20日	△7.0
第48特定期間	2020年 5月21日～2020年11月20日	10.1
第49特定期間	2020年11月21日～2021年 5月20日	10.2
第50特定期間	2021年 5月21日～2021年11月22日	6.1

(注)収益率は、各特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数 （口）
第31特定期間	2011年11月22日～2012年 5月21日	875,778,804	5,359,444,357	65,241,477,062
第32特定期間	2012年 5月22日～2012年11月20日	826,809,483	4,339,638,668	61,728,647,877
第33特定期間	2012年11月21日～2013年 5月20日	605,148,127	4,605,177,717	57,728,618,287
第34特定期間	2013年 5月21日～2013年11月20日	582,028,488	4,065,567,161	54,245,079,614
第35特定期間	2013年11月21日～2014年 5月20日	431,386,293	4,001,126,048	50,675,339,859
第36特定期間	2014年 5月21日～2014年11月20日	380,746,139	3,513,610,561	47,542,475,437
第37特定期間	2014年11月21日～2015年 5月20日	408,130,860	2,723,771,652	45,226,834,645
第38特定期間	2015年 5月21日～2015年11月20日	441,034,492	1,830,501,070	43,837,368,067
第39特定期間	2015年11月21日～2016年 5月20日	486,255,191	2,556,731,517	41,766,891,741
第40特定期間	2016年 5月21日～2016年11月21日	421,922,593	1,282,044,563	40,906,769,771
第41特定期間	2016年11月22日～2017年 5月22日	339,419,931	1,270,305,239	39,975,884,463
第42特定期間	2017年 5月23日～2017年11月20日	335,119,061	1,502,438,594	38,808,564,930
第43特定期間	2017年11月21日～2018年 5月21日	355,570,673	1,647,483,073	37,516,652,530
第44特定期間	2018年 5月22日～2018年11月20日	342,328,822	1,432,174,960	36,426,806,392
第45特定期間	2018年11月21日～2019年 5月20日	348,044,917	1,108,826,187	35,666,025,122
第46特定期間	2019年 5月21日～2019年11月20日	380,526,064	927,088,672	35,119,462,514
第47特定期間	2019年11月21日～2020年 5月20日	404,487,168	1,001,139,203	34,522,810,479
第48特定期間	2020年 5月21日～2020年11月20日	482,104,037	960,676,711	34,044,237,805
第49特定期間	2020年11月21日～2021年 5月20日	413,549,672	970,227,777	33,487,559,700
第50特定期間	2021年 5月21日～2021年11月22日	643,409,255	1,572,341,229	32,558,627,726

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(参考情報)

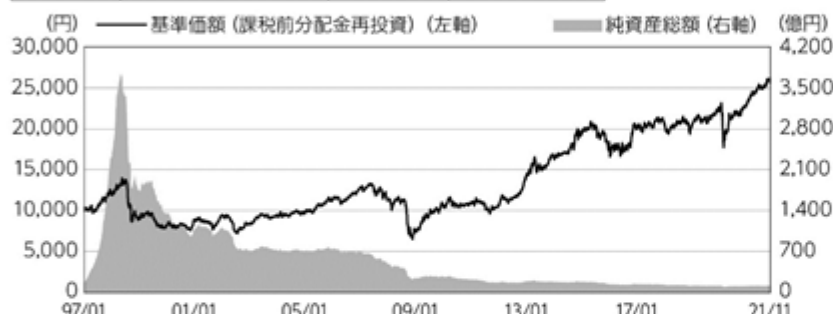
運用実績

基準日：2021年11月30日

ファンドの運用実績

基準価額・純資産の推移

基準価額	3,484円	純資産総額	113億円
------	--------	-------	-------



基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。
基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

分配の推移

決算期		分配金
第293期	2021年 7月	15円
第294期	2021年 8月	15円
第295期	2021年 9月	15円
第296期	2021年10月	15円
第297期	2021年11月	15円
直近1年累計		180円
設定来累計		9,322円

分配金は1万口当たり課税前
運用状況によっては分配金額が変わる場合、ある
いは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です(小数点第2位を四捨五入)。

公社債の組入上位10銘柄

(債券の組入銘柄数:545銘柄)

	銘柄名	償還日	利率(%)	発行国	組入比率(%)
1	CCO・ホールディングス・キャピタル・コープ	2033年 6月 1日	4.500	アメリカ	1.1
2	ブラジル国債	2037年 1月20日	7.125	ブラジル	1.0
3	オキシデンタル・ペトロリアム	2026年 3月15日	5.550	アメリカ	0.8
4	センティーン	2031年 3月 1日	2.500	アメリカ	0.8
5	ネーションワイド・ミューチュアル・インシュランス	2039年 8月15日	9.375	アメリカ	0.8
6	インドネシア国債	2035年10月12日	8.500	インドネシア	0.8
7	CSC・ホールディングス	2031年 2月15日	3.375	アメリカ	0.7
8	テネット・ヘルスケア	2030年 1月15日	4.375	アメリカ	0.7
9	ペリタスUS/ペリタス・パミューダ	2025年 9月 1日	7.500	アメリカ	0.7
10	フォード・モーター・クレジット	2022年 1月 9日	3.219	アメリカ	0.6
組入上位10銘柄計					7.9

上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、委託会社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

公社債のセクター別組入比率 (%)

高利回り社債	73.6
エマージング・カントリー公社債	9.6
投資適格債	14.8
現金等・その他資産	2.0
合計	100.0

一般にエマージング・カントリーと称される
国で発行される債券であっても、格付けが
投資適格(BBB格以上)であれば、「投資適格
債」に区分しております。

公社債の格付別組入比率 (%)

BBB以上	14.8
BB	44.0
B	33.8
CCC以下	3.6
格付けなし	1.9
現金等・その他資産	2.0
合計	100.0

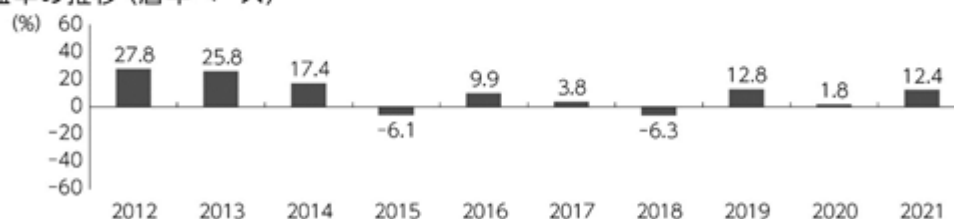
格付けについてはムーディーズまたは
S&Pのうちいずれか高いほうを採用して
います。

公社債の発行国別組入比率

発行国	組入比率(%)
アメリカ	63.3
ルクセンブルグ	3.8
カナダ	3.1
イギリス	3.0
パナマ	1.8
スペイン	1.6
バミューダ	1.4
アイルランド	1.3
ケイマン諸島	1.0
フランス	1.0
その他	16.8
合計	98.0

「その他」には、現金等およびその他資産を含ん
でおりません。

年間収益率の推移(暦年ベース)



当ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。
2021年は基準日までの収益率を表示しています。
当ファンドのベンチマークはありません。

※運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みを受付けます。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行の休業日（以下、「ニューヨークの休業日」といいます。）には、取得の申込みの受付は行いません。

取得申込みの受付時間は午後3時までとし、その時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

取得の申込みに際しては、当ファンドに係る自動けいぞく投資約款に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

※取扱うコースや自動けいぞく投資約款の名称は販売会社にご確認のうえお申込みください。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込による口数の増加の記載または記録が行われます。

(2) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として決算日の基準価額とします。

(3) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（以下の表の手数料率を上限とします。）を乗じて得た額とします。

取得申込み金額	手数料率
1億円未満	3.3%（税抜3.0%）
1億円以上5億円未満	2.2%（税抜2.0%）
5億円以上	1.1%（税抜1.0%）

※取得申込み金額には、申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。

※販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

なお、収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

(5) 受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、取得申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

※ 販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

＜照会先＞アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-5962-9687 （受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス： <https://www.alliancebernstein.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて一部解約の実行の請求を受付けます。

ただし、ニューヨークの休業日には、一部解約の実行の請求の受付けを行いません。

一部解約の実行の請求の受付時間は午後3時までとし、その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(2) 換金価額

一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した額とします。

(3) 換金単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(4) 換金手数料

ありません。

(5) 信託財産留保額

一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額です。

(6) 換金代金支払日

一部解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。

(7) その他留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国であるエマージング・カントリーにおける経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することがあります。

一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しなかった場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記（2）の規定に準じて計算された価額とします。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

※ 販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

＜照会先＞ アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-5962-9687 （受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス： <https://www.alliancebernstein.co.jp>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

② 基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に「イールド」の略称で掲載されます。

基準価額は、日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-5962-9687 （受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス： <https://www.alliancebernstein.co.jp>

③ 主な資産の評価方法は以下のとおりです。

外国債券	原則として、計算日の前日における以下のいずれかの価額で評価します。 1. 価格情報会社の提供する価額 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額
------	---

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(2)【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、無期限とします。

ただし、下記「(5) その他 ①ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月21日から翌月20日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に当たるときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間はその翌日から開始します。

(5)【その他】

① ファンドの償還条件等

a. 次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了します。

(イ) 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。

(ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「②信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、当該他の委託会社と受託会社との間において存続します。

(ハ) 受託会社とその任務を辞任または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

b. 次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(イ) 信託期間中において、受益権の総口数が30億口を下回ったとき。

(ロ) 委託会社が信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

c. 信託終了の手続き

(イ) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記b. の(イ)または(ロ)の事由により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ホ) 上記(ハ)および(ニ)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

② 信託約款の変更

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

b. 委託会社は、上記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. 上記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。

d. 上記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

e. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 異議申立者の受益権の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「①ファンドの償還条件等 c. 信託終了の手続き」または「②信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

④ 関係法人との契約の更改等

a. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

b. 信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

(イ) 契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない限り、契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

(ロ) 委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。

(ハ) いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除することができます。

⑤ 運用報告書

委託会社は、毎年5月および11月の決算時ならびに償還時に、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）および期間中の運用経過や信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。これにより委託会社は運用報告書を交付したものとみなされます。

なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には交付します。

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

⑥ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑧ 信託事務処理の委託

受託会社は、信託事務処理の一部について金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼業の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

① 受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

② 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に帰属します。

③ 受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

また、収益分配金の定期的な引出しを希望する受益者は、販売会社と「定期引出契約」を結ぶことにより引出しができる場合があります。

(2) 償還金に対する請求権

① 受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

② 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 受益者が、信託終了による償還金について、上記②の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

① 受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとしします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2021年5月21日から2021年11月22日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アライアンス・バーンスタイン・ハイ・イールド・オープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2021年 5月20日現在)	当期 (2021年11月22日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	50,358,337	31,050,622
コール・ローン	11,812,603	6,637,856
株式	2,672,391	1,792,581
新株予約権証券	1,923	3,828
国債証券	1,192,551,953	1,152,322,443
社債券	10,192,695,046	10,346,448,659
派生商品評価勘定	5,671,478	27,739,990
未収入金	99,105,050	69,971,739
未収利息	137,808,898	142,769,739
前払費用	3,917,032	1,443,036
その他未収収益	17,870,709	10,197,741
流動資産合計	11,714,465,420	11,790,378,234
資産合計		
	11,714,465,420	11,790,378,234
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	21,895,680	362,177
未払金	180,995,753	215,069,947
未払収益分配金	50,231,339	48,837,941
未払解約金	8,230,219	9,815,752
未払受託者報酬	519,378	576,515
未払委託者報酬	15,581,370	17,295,489
未払利息	31	18
その他未払費用	72,315	79,563
流動負債合計	277,526,085	292,037,402
負債合計		
	277,526,085	292,037,402
純資産の部		
元本等		
元本	33,487,559,700	32,558,627,726
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△22,050,620,365	△21,060,286,894
元本等合計	11,436,939,335	11,498,340,832
純資産合計	11,436,939,335	11,498,340,832
負債純資産合計	11,714,465,420	11,790,378,234

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 2020年11月21日 至 2021年 5月20日)	当期 (自 2021年 5月21日 至 2021年11月22日)
営業収益		
受取配当金	276	—
受取利息	312,228,632	308,050,782
有価証券売買等損益	293,557,543	△38,394,541
為替差損益	578,387,865	502,799,077
その他収益	8,814,946	9,101,125
営業収益合計	1,192,989,262	781,556,443
営業費用		
支払利息	19,526	38,579
受託者報酬	3,082,331	3,224,253
委託者報酬	92,469,946	96,727,681
その他費用	1,105,037	1,092,850
営業費用合計	96,676,840	101,083,363
営業利益又は営業損失（△）	1,096,312,422	680,473,080
経常利益又は経常損失（△）	1,096,312,422	680,473,080
当期純利益又は当期純損失（△）	1,096,312,422	680,473,080
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,325,235	1,554,509
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△23,211,387,157	△22,050,620,365
剰余金増加額又は欠損金減少額	648,066,724	1,026,557,689
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	648,066,724	1,026,557,689
剰余金減少額又は欠損金増加額	276,994,910	419,518,453
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	276,994,910	419,518,453
分配金	304,292,209	295,624,336
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△22,050,620,365	△21,060,286,894

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 2021年 5月21日 至 2021年11月22日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (3) 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (4) 社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (5) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 (2) 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他	当ファンドの特定期間は、当期末が休日のため、2021年5月21日から2021年11月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (自 2020年11月21日 至 2021年 5月20日)	当期 (自 2021年 5月21日 至 2021年11月22日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

前期 (2021年 5月20日現在)	当期 (2021年11月22日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 33,487,559,700口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 32,558,627,726口

2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	22,050,620,365円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	21,060,286,894円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.3415円 3,415円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.3532円 3,532円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2020年11月21日 至 2021年 5月20日)	当期 (自 2021年 5月21日 至 2021年11月22日)																																								
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 —円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 —円																																								
2. 分配金の計算過程 2020年11月21日から2020年12月21日まで 計算期末における分配対象金額3,363,060,162円 (10,000口当たり988円)のうち、51,036,867円 (10,000口当たり15円)を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 2021年5月21日から2021年6月21日まで 計算期末における分配対象金額3,290,056,776円 (10,000口当たり985円)のうち、50,071,361円 (10,000口当たり15円)を分配金額としております。																																								
<table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 50,395,543円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B —円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C 3,312,664,619円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D —円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 3,363,060,162円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 34,024,578,385口</td></tr> <tr><td>10,000口当たりの収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000 988円</td></tr> <tr><td>10,000口当たりの分配額</td><td>H 15円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 51,036,867円</td></tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 50,395,543円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —円	収益調整金額	C 3,312,664,619円	分配準備積立金額	D —円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,363,060,162円	当ファンドの期末残存口数	F 34,024,578,385口	10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 988円	10,000口当たりの分配額	H 15円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 51,036,867円	<table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 52,255,161円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B —円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C 3,237,801,615円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D —円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 3,290,056,776円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 33,380,907,782口</td></tr> <tr><td>10,000口当たりの収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000 985円</td></tr> <tr><td>10,000口当たりの分配額</td><td>H 15円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 50,071,361円</td></tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 52,255,161円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —円	収益調整金額	C 3,237,801,615円	分配準備積立金額	D —円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,290,056,776円	当ファンドの期末残存口数	F 33,380,907,782口	10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 985円	10,000口当たりの分配額	H 15円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 50,071,361円
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 50,395,543円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —円																																								
収益調整金額	C 3,312,664,619円																																								
分配準備積立金額	D —円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,363,060,162円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 34,024,578,385口																																								
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 988円																																								
10,000口当たりの分配額	H 15円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 51,036,867円																																								
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 52,255,161円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —円																																								
収益調整金額	C 3,237,801,615円																																								
分配準備積立金額	D —円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,290,056,776円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 33,380,907,782口																																								
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 985円																																								
10,000口当たりの分配額	H 15円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 50,071,361円																																								
2020年12月22日から2021年1月20日まで 計算期末における分配対象金額3,359,253,954円 (10,000口当たり987円)のうち、51,033,763円 (10,000口当たり15円)を分配金額としております。	2021年6月22日から2021年7月20日まで 計算期末における分配対象金額3,230,223,381円 (10,000口当たり980円)のうち、49,404,999円 (10,000口当たり15円)を分配金額としております。																																								
<table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 47,421,733円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B —円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C 3,311,832,221円</td></tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 47,421,733円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —円	収益調整金額	C 3,311,832,221円	<table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 33,291,789円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B —円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C 3,194,749,326円</td></tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 33,291,789円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —円	収益調整金額	C 3,194,749,326円																								
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 47,421,733円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —円																																								
収益調整金額	C 3,311,832,221円																																								
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 33,291,789円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —円																																								
収益調整金額	C 3,194,749,326円																																								

分配準備積立金額	D －円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,359,253,954円
当ファンドの期末残存口数	F 34,022,509,150口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 987円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 51,033,763円

2021年1月21日から2021年2月22日まで
 計算期末における分配対象金額3,349,296,475円
 （10,000口当たり988円）のうち、50,836,141円
 （10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 53,878,444円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B －円
収益調整金額	C 3,295,418,031円
分配準備積立金額	D －円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,349,296,475円
当ファンドの期末残存口数	F 33,890,761,143口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 988円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 50,836,141円

2021年2月23日から2021年3月22日まで
 計算期末における分配対象金額3,339,153,893円
 （10,000口当たり987円）のうち、50,737,661円
 （10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 47,027,497円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B －円
収益調整金額	C 3,289,060,151円
分配準備積立金額	D 3,066,245円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,339,153,893円
当ファンドの期末残存口数	F 33,825,107,754口

分配準備積立金額	D 2,182,266円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,230,223,381円
当ファンドの期末残存口数	F 32,936,666,113口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 980円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 49,404,999円

2021年7月21日から2021年8月20日まで
 計算期末における分配対象金額3,199,232,292円
 （10,000口当たり976円）のうち、49,132,436円
 （10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 35,924,655円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B －円
収益調整金額	C 3,163,307,637円
分配準備積立金額	D －円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,199,232,292円
当ファンドの期末残存口数	F 32,754,957,460口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 976円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 49,132,436円

2021年8月21日から2021年9月21日まで
 計算期末における分配対象金額3,193,203,543円
 （10,000口当たり975円）のうち、49,124,410円
 （10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 43,582,864円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B －円
収益調整金額	C 3,149,620,679円
分配準備積立金額	D －円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,193,203,543円
当ファンドの期末残存口数	F 32,749,606,871口

10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 987円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$ 50,737,661円

2021年3月23日から2021年4月20日まで
 計算期末における分配対象金額3,312,415,594円
 （10,000口当たり985円）のうち、50,416,438円
 （10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 44,813,643円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B －円
収益調整金額	C 3,267,601,951円
分配準備積立金額	D －円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 3,312,415,594円
当ファンドの期末残存口数	F 33,610,959,331口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 985円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$ 50,416,438円

2021年4月21日から2021年5月20日まで
 計算期末における分配対象金額3,298,356,607円
 （10,000口当たり984円）のうち、50,231,339円
 （10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 48,333,032円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B －円
収益調整金額	C 3,250,023,575円
分配準備積立金額	D －円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 3,298,356,607円
当ファンドの期末残存口数	F 33,487,559,700口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 984円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$ 50,231,339円

10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 975円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$ 49,124,410円

2021年9月22日から2021年10月20日まで
 計算期末における分配対象金額3,187,964,652円
 （10,000口当たり974円）のうち、49,053,189円
 （10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 48,386,150円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B －円
収益調整金額	C 3,139,578,502円
分配準備積立金額	D －円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 3,187,964,652円
当ファンドの期末残存口数	F 32,702,126,080口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 974円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$ 49,053,189円

2021年10月21日から2021年11月22日まで
 計算期末における分配対象金額3,162,970,201円
 （10,000口当たり971円）のうち、48,837,941円
 （10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 37,803,729円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B －円
収益調整金額	C 3,125,166,472円
分配準備積立金額	D －円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$ 3,162,970,201円
当ファンドの期末残存口数	F 32,558,627,726口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$ 971円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$ 48,837,941円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

前期 (自 2020年11月21日 至 2021年 5月20日)	当期 (自 2021年 5月21日 至 2021年11月22日)
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）2. 売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 （３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	（１）金融商品に対する取組方針 同左 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 （３）金融商品に係るリスク管理体制 同左 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前期 (2021年 5月20日現在)	当期 (2021年11月22日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ (2) 時価の算定方法 ① 株式、新株予約権証券、国債証券、社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載して ② 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（その他の注記）3. デ ③ コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま	(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 (2) 時価の算定方法 ① 株式、新株予約権証券、国債証券、社債券 同左 ② 派生商品評価勘定 同左 ③ コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 (自 2020年11月21日 至 2021年 5月20日)	当期 (自 2021年 5月21日 至 2021年11月22日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

当期 (自 2021年 5月21日 至 2021年11月22日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

前期 (2021年 5月20日現在)	当期 (2021年11月22日現在)
期首元本額 34,044,237,805円	期首元本額 33,487,559,700円
期中追加設定元本額 413,549,672円	期中追加設定元本額 643,409,255円
期中一部解約元本額 970,227,777円	期中一部解約元本額 1,572,341,229円

2. 売買目的有価証券

（単位：円）

種類	前期 (2021年 5月20日現在)	当期 (2021年11月22日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	20,161	205,687
新株予約権証券	△631	—
国債証券	△3,895,038	△5,918,781
社債券	△44,676,243	△41,302,365
合計	△48,551,751	△47,015,459

3. デリバティブ取引等関係

前期（2021年 5月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	1,124,837,576	—	1,129,664,563	4,826,987
	米ドル	948,045,604	—	950,327,084	2,281,480
	ユーロ	176,791,972	—	179,337,479	2,545,507
	売建	1,194,837,576	—	1,215,888,765	△21,051,189
	米ドル	246,791,972	—	246,527,873	264,099
	ユーロ	929,946,969	—	951,162,368	△21,215,399
	英ポンド	18,098,635	—	18,198,524	△99,889
合計		2,319,675,152	—	2,345,553,328	△16,224,202

当期（2021年11月22日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	1,068,062,392	—	1,067,769,261	△293,131
	米ドル	1,068,062,392	—	1,067,769,261	△293,131
	売建	1,141,062,392	—	1,113,391,448	27,670,944
	米ドル	73,000,000	—	72,949,810	50,190
	ユーロ	1,034,471,595	—	1,006,902,884	27,568,711
	英ポンド	33,590,797	—	33,538,754	52,043
合計		2,209,124,784	—	2,181,160,709	27,377,813

（注1）時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

（注2）上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（4）【附属明細表】

第1. 有価証券明細表

（1）株式（2021年11月22日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	BATTALION OIL CORP	3	12.35	37.05	
	SANDRIDGE ENERGY INC	19	11.72	222.68	
	VANTAGE DRILLING INTERNATIONAL	1,384	5.25	7,266.00	
	VISTRA ENERGY CORP TRA RIGHTS	6,131	1.33	8,184.88	

小計	BIS INDUSTRIES HLD LTD ORDINARY SHARES	15,183	0.00	0.01	
	銘柄数：5			15,710.62 (1,792,581)	
	組入時価比率：0.0%			100.0%	
合 計				1,792,581 (1,792,581)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券（2021年11月22日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	米ドル	BATTALION OIL CORP SERIES A WARRANT	15.00	0.00	
		BATTALION OIL CORP SERIES B WARRANT	19.00	0.00	
		BATTALION OIL CORP SERIES C WARRANT	25.00	0.00	
		SANDRIDGE ENERGY WARRANT SERIES A	479.00	23.95	
		SANDRIDGE ENERGY WARRANT SERIES B	200.00	9.60	
		銘柄数：5	738.00	33.55 (3,828)	
		組入時価比率：0.0%		0.0%	
	新株予約権証券計			3,828 (3,828)	
国債証券	米ドル	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	495,000.00	514,181.25	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	200,000.00	186,812.50	
		DOMINICAN REPUBLIC	113,000.00	122,605.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	404,000.00	483,588.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	100,000.00	118,750.00	
		GOVERNMENT OF JAMAICA	200,000.00	279,975.00	
		KINGDOM OF BAHRAIN	380,000.00	416,693.75	
		KINGDOM OF BAHRAIN	282,000.00	314,482.87	
		KINGDOM OF SAUDI ARABIA	378,000.00	402,688.12	
		OMAN GOV INTERNTL BOND	317,000.00	328,887.50	
		REPUBLIC OF ANGOLA	215,000.00	212,890.31	
		REPUBLIC OF ANGOLA	382,000.00	375,864.12	
		REPUBLIC OF BRAZIL	822,000.00	975,508.50	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	200,000.00	203,975.00	
		REPUBLIC OF COSTA RICA	267,000.00	264,046.31	
		REPUBLIC OF EL SALVADOR	110,000.00	81,111.25	
		REPUBLIC OF GHANA	257,000.00	218,530.31	
		REPUBLIC OF GHANA	206,000.00	180,829.37	
		REPUBLIC OF HONDURAS	319,000.00	337,103.25	
		REPUBLIC OF INDONESIA	489,000.00	770,725.12	
		REPUBLIC OF NIGERIA	295,000.00	315,650.00	
		REPUBLIC OF NIGERIA	200,000.00	200,250.00	
		REPUBLIC OF PANAMA	353,000.00	508,320.00	
		REPUBLIC OF PANAMA	328,000.00	437,019.00	
		REPUBLIC OF PERU	13,000.00	13,262.43	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	200,000.00	201,600.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	200,000.00	204,475.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	200,000.00	219,037.50	

社債券	小計	STATE OF ISRAEL	223,000.00	235,543.75	
		UKRAINE GOVERNMENT	300,000.00	313,593.75	
		銘柄数：30	8,448,000.00	9,437,998.96	
		組入時価比率：9.4%		(1,076,875,681)	9.4%
	ユーロ	IVORY COAST	151,000.00	156,785.18	
		IVORY COAST	100,000.00	97,768.75	
	小計	REPUBLIC OF SENEGAL	325,000.00	331,804.68	
		銘柄数：3	576,000.00	586,358.61	
		組入時価比率：0.7%		(75,446,762)	0.7%
		国債証券計		1,152,322,443	
				(1,152,322,443)	
	米ドル	1011778 BC / NEW RED FIN	160,000.00	166,515.20	
		1011778 BC / NEW RED FIN	88,000.00	87,824.00	
		1011778 BC / NEW RED FIN	240,000.00	232,224.00	
		1011778 BC / NEW RED FIN	137,000.00	131,954.29	
		180 MEDICAL INC	205,000.00	203,468.65	
		ADAMS HOMES INC	210,000.00	219,733.50	
		ADAPTHEALTH LLC	15,000.00	14,856.30	
		ADAPTHEALTH LLC	132,000.00	132,732.60	
		ADIEN T US LLC	183,000.00	195,852.09	
		ADT SEC CORP	297,000.00	293,085.54	
		ADVANTAGE SALES & MARKET	372,000.00	385,659.84	
		AERCAP IRELAND CAP/GLOBA	154,000.00	177,331.00	
		AERCAP IRELAND CAP/GLOBA	256,000.00	260,139.52	
		AES GENER SA	200,000.00	199,500.00	
		AHEAD DB HOLDINGS LLC	32,000.00	32,619.84	
		AIR CANADA	53,000.00	53,808.78	
		AIRCASTLE LTD	413,000.00	456,732.57	
		AIRCASTLE LTD	13,000.00	13,103.74	
		ALBION FINANCING ISARL /	204,000.00	204,424.32	
		ALGECO SCOTSMAN GLOB FIN	200,000.00	202,496.00	
		ALLIANCE DATA SYSTEMS CO	312,000.00	319,126.08	
		ALLIANCE DATA SYSTEMS CO	25,000.00	26,562.50	
		ALLIED UNI HLD / ALL FIN	382,000.00	374,971.20	
		ALLISON TRANSMISSION INC	143,000.00	154,703.12	
		ALLY FINANCIAL INC	329,000.00	460,665.80	
		ALLY FINANCIAL INC	51,000.00	71,953.86	
		ALPEK SA DE CV	230,000.00	244,705.62	
		ALTICE FINANCING SA	500,000.00	480,045.00	
		ALTICE FINANCING SA	200,000.00	194,978.00	
		ALTICE FRANCE SA	297,000.00	286,132.77	
		AMC NETWORKS INC	364,000.00	365,783.60	
		AMERICAN AIRLINES/AADVAN	160,000.00	166,729.60	
		AMERICAN AIRLINES/AADVAN	177,000.00	189,832.50	
		AMERICAN AXLE & MFG INC	65,000.00	66,776.45	
		AMWINS GROUP INC	31,000.00	30,806.87	
		APACHE CORP	44,000.00	47,433.32	
		APACHE CORP	151,000.00	161,997.33	

APACHE CORP	66,000.00	70,564.56	
APX GROUP INC	307,000.00	305,222.47	
ARAMARK SERVICES INC	213,000.00	222,757.53	
ARCELORMITTAL	225,000.00	311,656.50	
ARCONIC CORP	78,000.00	81,715.92	
ARDAGH PKG FIN/HLDGS USA	240,000.00	247,848.00	
ARKO CORP	204,000.00	198,653.16	
ASBURY AUTOMOTIVE GROUP	117,000.00	118,257.75	
ASBURY AUTOMOTIVE GROUP	51,000.00	51,767.55	
AVAYA INC	140,000.00	145,996.20	
AVIATION CAPITAL GROUP	128,000.00	141,058.56	
AVIATION CAPITAL GROUP	45,000.00	47,997.90	
AVIATION CAPITAL GROUP	13,000.00	14,165.19	
AVIATION CAPITAL GROUP	8,000.00	7,885.04	
AVIATION CAPITAL GROUP	53,000.00	55,199.50	
AVIS BUDGET CAR/FINANCE	69,000.00	71,957.34	
AXALTA COAT/DUTCH HLD BV	195,000.00	202,187.70	
BALL CORP	436,000.00	424,764.28	
BANK OF AMERICA CORP	54,000.00	58,123.98	
BANK OF AMERICA CORP	28,000.00	30,738.40	
BARCLAYS BANK PLC	32,000.00	43,344.64	
BAUSCH HEALTH AMERICAS	23,000.00	23,936.56	
BAUSCH HEALTH COS INC	273,000.00	273,185.64	
BAUSCH HEALTH COS INC	276,000.00	255,760.92	
BEAZER HOMES USA	8,000.00	8,263.12	
BERRY PETROLEUM CO LLC	360,000.00	358,736.40	
BLUE RACER MID LLC/FINAN	174,000.00	185,602.32	
BLUE RACER MID LLC/FINAN	31,000.00	32,056.79	
BOMBARDIER INC	21,000.00	21,829.29	
BOMBARDIER INC	73,000.00	74,794.34	
BOMBARDIER INC	43,000.00	44,597.88	
BONANZA CREEK ENERGY INC	230,000.00	230,588.80	
BOXER PARENT CO INC	44,000.00	46,627.68	
BRF GMBH	206,000.00	207,390.50	
BROOKFIELD RESID PROPERT	229,000.00	239,552.32	
C&W SR FINANCING DESIGNA	200,000.00	210,024.00	
CA MAGNUM HOLDINGS	254,000.00	259,397.50	
CABLE ONE INC	67,000.00	66,071.38	
CALLON PETROLEUM	235,000.00	239,072.55	
CALPINE CORP	211,000.00	203,174.01	
CANPACK SA/CANPACK US	257,000.00	253,145.00	
CARNIVAL CORP	542,000.00	548,178.80	
CARNIVAL CORP	104,000.00	120,515.20	
CARNIVAL CORP	191,000.00	190,616.09	
CARRIZO OIL & GAS INC	35,000.00	34,513.85	
CAS 2015-C02 1M2	48,445.61	49,312.33	
CAS 2015-C03 2M2	16,800.14	16,917.76	
CAS 2016-C01 1M2	95,942.29	100,898.92	
CAS 2016-C02 1M2	136,907.63	142,546.92	
CAS 2016-C03 2M2	182,798.68	193,531.26	

CAS 2016-C04 1M2	237,323.29	246,405.13
CAS 2016-C05 2M2	79,764.83	82,877.80
CAS 2016-C07 2M2	54,511.88	56,743.85
CASTLELAKE AVIATION FIN	205,000.00	204,124.65
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	397,000.00	411,383.31
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	304,000.00	309,502.40
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	1,094,000.00	1,093,573.34
CD&R SMOKEY BUYER INC	40,000.00	41,904.40
CEDAR FAIR LP	62,000.00	63,864.34
CEMEX SAB DE CV	200,000.00	203,500.00
CENOVUS ENERGY INC	7,000.00	9,497.46
CENOVUS ENERGY INC	188,000.00	232,915.08
CENTENE CORP	829,000.00	807,396.26
CENTENE CORP	28,000.00	27,394.08
CF INDUSTRIES INC	181,000.00	218,651.62
CF INDUSTRIES INC	271,000.00	344,153.74
CFX ESCROW CORP	29,000.00	30,033.85
CHARLES RIVER LABORATORI	111,000.00	110,504.94
CHARLES RIVER LABORATORI	106,000.00	107,153.28
CHARLES SCHWAB CORP	180,000.00	195,989.40
CHILE ELEC PEC SPA	200,000.00	162,912.50
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	80,000.00	83,580.00
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	60,000.00	63,293.40
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	181,000.00	177,919.38
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	75,000.00	74,744.25
CHURCHILL DOWNS INC	88,000.00	90,976.16
CINEMARK USA INC	105,000.00	102,384.45
CIT GROUP INC	66,000.00	68,288.22
CITGO PETROLEUM CORP	150,000.00	153,568.50
CITIGROUP INC	126,000.00	127,850.94
CITIGROUP INC	112,000.00	128,007.04
CITIGROUP INC	220,000.00	227,359.00
CLARIV SCI HLD CORP	77,000.00	76,840.61
CLEAN HARBORS INC	40,000.00	43,113.20
CLEVELAND-CLIFFS INC	14,000.00	14,833.14
CNG HOLDINGS INC	91,000.00	86,692.97
CNX RESOURCES CORP	17,000.00	18,035.98
COLT MERGER SUB INC	109,000.00	114,272.33
COMERICA INC	234,000.00	258,764.22
COMMScope INC	229,000.00	222,049.85
COMSTOCK RESOURCES INC	79,000.00	83,976.21
COMSTOCK RESOURCES INC	63,000.00	64,547.91
CONSOLIDATED COMMUNICATI	49,000.00	49,012.25
CONTINENTAL RESOURCES	40,000.00	45,246.80
COVEY PARK ENERGY LLC/FI	72,000.00	74,529.36
CREDIT SUISSE GROUP	300,000.00	320,745.00
CSC HOLDINGS LLC	803,000.00	735,515.88
CSC HOLDINGS LLC	264,000.00	257,405.28
CSC HOLDINGS LLC	264,000.00	249,678.00
CSN RESOURCES SA	211,000.00	221,128.00

CSVC ACQUISITION CORP	107,000.00	94,388.98
CURO FINANCE LLC	20,000.00	20,150.00
CURO GROUP HOLDINGS CORP	249,000.00	251,079.15
CVR PARTNERS/CVR NITROGE	77,000.00	80,228.61
DAVITA INC	268,000.00	268,522.60
DAVITA INC	260,000.00	245,661.00
DELTA AIR LINES INC	186,000.00	217,255.44
DELTA AIR LINES/SKYMILES	162,000.00	179,481.42
DISCOVER FINANCIAL SVS	299,000.00	332,885.67
DISH DBS CORP	398,000.00	406,433.62
DISH DBS CORP	239,000.00	249,272.22
DISH DBS CORP	342,000.00	341,579.34
DISH DBS CORP	355,000.00	351,776.60
ECOPETROL SA	17,000.00	16,660.00
ELASTIC NV	26,000.00	25,806.82
ELDORADO GOLD CORP	206,000.00	211,873.06
ELEMENT SOLUTIONS INC	31,000.00	30,927.77
EMBARQ CORP	192,000.00	215,366.40
EMERGENT BIOSOLUTIONS	246,000.00	233,439.24
EMPIRE COMMUNITIES CORP	185,000.00	190,779.40
ENABLE MIDSTREAM PARTNER	123,000.00	133,734.21
ENABLE MIDSTREAM PARTNER	22,000.00	24,559.04
ENCINO ACQUISITION PARTN	294,000.00	307,071.24
ENDO LUX FIN CO I SARL	185,000.00	183,011.25
ENERSYS	265,000.00	277,110.50
ENLINK MIDSTREAM LLC	259,000.00	272,833.19
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	30,000.00	31,086.60
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	120,000.00	124,831.20
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	334,000.00	351,070.74
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	37,000.00	36,380.62
ENOVA INTERNATIONAL INC	438,000.00	450,574.98
EQM MIDSTREAM PARTNERS L	87,000.00	94,413.27
EQM MIDSTREAM PARTNERS L	171,000.00	174,233.61
EQM MIDSTREAM PARTNERS L	162,000.00	166,877.82
EVERI HOLDINGS INC	46,000.00	46,461.84
F-BRASILE SPA/F-BRASILE	217,000.00	216,006.14
FIVE POINT OP CO LP/FIVE	121,000.00	125,663.34
FMG RESOURCES AUG 2006	303,000.00	307,393.50
FORD MOTOR CO	517,000.00	565,525.62
FORD MOTOR CO	154,000.00	187,504.24
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	574,000.00	575,503.88
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	202,946.00
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	205,174.00
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	203,844.00
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	360,000.00	377,208.00
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	210,508.00
FORESTAR GROUP INC	128,000.00	127,921.92
FORTERRA FIN LLC/FRTA FI	185,000.00	197,041.65
FRONTIER COMMUNICATIONS	72,000.00	75,079.44
GAP INC/THE	78,000.00	77,381.46

GAP INC/THE	78,000.00	76,994.58
GARDA WORLD SECURITY	101,000.00	99,866.78
GENERAL MOTORS FINL CO	202,000.00	240,537.56
GENESIS ENERGY LP/FIN	39,000.00	38,885.73
GENESIS ENERGY LP/FIN	43,000.00	42,224.71
GENESIS ENERGY LP/FIN	137,000.00	142,469.04
GENESIS ENERGY LP/FIN	368,000.00	374,723.36
GENESIS ENERGY LP/GENESI	47,000.00	46,965.69
GENTING NY LLC/GENNY CAP	321,000.00	317,443.32
GFL ENVIRONMENTAL INC	43,000.00	42,154.62
GFL ENVIRONMENTAL INC	74,000.00	73,421.32
GFL ENVIRONMENTAL INC	18,000.00	18,243.00
GLATFELTER	169,000.00	173,096.56
GLENCORE FINANCE CANADA	17,000.00	22,585.86
GLOBAL MEDICAL RESPONSE	155,000.00	157,797.75
GLOBAL PART/GLP FINANCE	115,000.00	120,329.10
GOEASY LTD	24,000.00	24,660.24
GOEASY LTD	47,000.00	48,323.52
GOLDMAN SACHS GROUP INC	161,000.00	160,536.32
GOLDMAN SACHS GROUP INC	19,000.00	20,795.31
GOODYEAR TIRE & RUBBER	99,000.00	104,680.62
GOODYEAR TIRE & RUBBER	90,000.00	94,939.20
GRANITE HOLDINGS US ACQU	53,000.00	58,035.53
GRAPHIC PACKAGING INTL	81,000.00	87,873.66
GRAPHIC PACKAGING INTL	170,000.00	170,147.90
GRAY ESCROW II INC	324,000.00	327,768.12
GRIFOLS ESCROW ISSUER	361,000.00	361,592.04
HARBOUR ENERGY PLC	205,000.00	204,723.25
HAWAIIAN BRAND INTELLECT	68,467.00	71,715.75
HESS CORP	160,000.00	215,390.40
HESS MIDSTREAM PARTNERS	215,000.00	221,753.15
HIGHLAND HOLDINGS BOND	267,761.00	283,028.73
HIGHTOWER HOLDING LLC	392,000.00	399,248.08
HILCORP ENERGY I/HILCORP	40,000.00	40,411.60
HILCORP ENERGY I/HILCORP	40,000.00	40,590.40
HILTON GRAND VAC BOR ESC	127,000.00	128,751.33
HILTON GRAND VAC BOR ESC	104,000.00	104,040.56
IHEARTCOMMUNICATIONS INC	30,000.00	30,738.60
ILIAD HOLDING SAS	257,000.00	265,717.44
ILLUMINATE BUYER/HLDG	62,000.00	66,498.72
IMOLA MERGER CORP	105,000.00	107,756.25
INDEPENDENCE ENERGY FIN	264,000.00	273,976.56
INGEVITY CORP	213,000.00	206,967.84
INKIA ENERGY LTD	209,000.00	214,002.93
INSTALLED BUILDING PRODU	64,000.00	67,086.08
INTEL PKG HOLDCO ISSUER	115,000.00	120,316.45
INTERFACE INC	18,000.00	18,892.80
INTESA SANPAOLO SPA	363,000.00	389,517.15
ION TRADING TECHNOLOGIES	264,000.00	272,780.64
IRON MOUNTAIN INC	150,000.00	150,594.00

ITHACA ENERGY NORTH	292,000.00	300,491.36	
ITT HOLDINGS LLC	375,000.00	366,911.25	
JANE STREET GRP/JSG FIN	179,000.00	180,530.45	
JAZZ SECURITIES DAC	208,000.00	212,405.44	
KONTOOR BRANDS INC	177,000.00	177,284.97	
KRAFT HEINZ FOODS CO	222,000.00	253,117.74	
KRAFT HEINZ FOODS CO	297,000.00	346,691.07	
KRONOS ACQ / KIK CUSTOM	378,000.00	376,956.72	
L BRANDS INC	15,000.00	18,525.15	
L BRANDS INC	42,000.00	45,461.64	
L BRANDS INC	39,000.00	43,964.70	
L BRANDS INC	111,000.00	127,131.63	
L BRANDS INC	434,000.00	533,169.00	
L BRANDS INC	112,000.00	136,497.76	
LAMB WESTON HLD	174,000.00	174,167.04	
LAMB WESTON HLD	163,000.00	163,523.23	
LEVEL 3 FINANCING INC	333,000.00	314,611.74	
LEVI STRAUSS & CO	105,000.00	106,627.50	
LEVIATHAN BOND LTD	95,848.00	102,755.04	
LIBERTY INTERACTIVE LLC	25,000.00	27,060.25	
LIBERTY MUTUAL GROUP	310,000.00	434,678.90	
LOGAN MERGER SUB INC	72,000.00	72,635.76	
LPL HOLDINGS INC	19,000.00	19,348.08	
LSB INDUSTRIES	90,000.00	92,057.40	
LUMEN TECHNOLOGIES INC	368,000.00	352,786.88	
MADISON IAQ LLC	174,000.00	171,024.60	
MAGIC MERGERCO INC	91,000.00	91,576.03	
MAGIC MERGERCO INC	167,000.00	168,260.85	
MAGNETATION LLC/FIN 11	420,000.00	0.00	
MARATHON OIL CORP	64,000.00	82,785.92	
MARRIOTT OWNERSHIP RESOR	134,000.00	139,946.92	
MATTEL INC	21,000.00	21,813.75	
MAV ACQUISITION CORP	208,000.00	201,639.36	
MAV ACQUISITION CORP	104,000.00	101,068.24	
MCLAREN FINANCE PLC	312,000.00	326,214.72	
MDC HOLDINGS INC	125,000.00	157,741.25	
MERITOR INC	23,000.00	24,112.74	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	112,000.00	116,777.92	
MILEAGE PLUS HOLDINGS LL	504,053.00	544,871.21	
MILLENNIUM ESCROW CORP	266,000.00	269,630.90	
MODIVCARE ESCROW ISSUER	29,000.00	29,134.27	
MONEYGRAM INTERNATIONAL	173,000.00	173,083.04	
MOSS CREEK RESOURCES HLD	127,000.00	124,165.36	
MOZART DEBT MERGER SUB	310,000.00	307,005.40	
MOZART DEBT MERGER SUB	453,000.00	457,593.42	
MPH ACQUISITION HOLDINGS	168,000.00	162,981.84	
MPH ACQUISITION HOLDINGS	393,000.00	351,259.47	
MUELLER WATER PRODUCTS	47,000.00	47,645.78	
MURPHY OIL CORP	106,000.00	106,373.12	
MURPHY OIL USA INC	10,000.00	10,445.60	

NABORS INDUSTRIES INC	80,000.00	72,391.20
NABORS INDUSTRIES INC	152,000.00	154,208.21
NABORS INDUSTRIES LTD	104,000.00	96,906.16
NABORS INDUSTRIES LTD	105,000.00	96,096.00
NATIONAL CINEMEDIA LLC	69,000.00	57,065.76
NATIONAL CINEMEDIA LLC	140,000.00	129,773.00
NATIONWIDE MUTUAL INSURA	440,000.00	767,599.72
NATWEST GROUP PLC	100,000.00	99,542.00
NAVIENT CORP	205,000.00	222,033.45
NAVIENT CORP	90,000.00	97,587.90
NCR CORP	223,000.00	228,227.12
NCR CORP	53,000.00	56,956.98
NEW FORTRESS ENERGY INC	386,000.00	379,924.36
NEWELL BRANDS INC	53,000.00	57,823.53
NEWELL BRANDS INC	214,000.00	233,262.14
NEWFIELD EXPLORATION CO	263,000.00	289,447.28
NFP CORP	37,000.00	37,265.29
NGL ENRGY OP/FIN CORP	209,000.00	212,038.86
NGL ENRGY PART LP/FIN CO	204,000.00	197,880.00
NISSAN MOTOR CO	238,000.00	257,347.02
NOKIA OYJ	49,000.00	66,720.36
NOVA CHEMICALS CORP	210,000.00	221,277.00
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	101,000.00	110,385.93
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	763,000.00	837,918.97
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	100,000.00	123,552.00
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	100,000.00	134,697.00
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	309,000.00	369,202.47
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	329,000.00	402,057.74
ODEBRECHT HOLDCO FIN LTD	125,535.00	753.21
OEC FINANCE LTD 4.375	107,916.00	6,582.86
OFFSHORE GROUP (ESCROW)	257,000.00	0.00
OIL & GAS HOLDING	200,000.00	218,312.50
OLIN CORP	108,000.00	117,616.32
OPTION CARE HEALTH INC	228,000.00	228,540.36
OUTFRONT MEDIA CAP LLC/C	93,000.00	91,381.80
PANTHER BF AGGREGATOR 2	191,000.00	199,640.84
PAYSAFE FIN PLC/PAYSAFE	190,000.00	175,725.30
PBF HOLDING CO LLC	193,000.00	187,787.07
PDC ENERGY INC	318,000.00	325,775.10
PEABODY ENERGY CORP	149,551.00	140,871.05
PEABODY ENERGY CORP	85,000.00	78,482.20
PERFORMANCE FOOD GROUP I	158,000.00	156,852.92
PETROLEOS MEXICANOS	134,000.00	137,785.50
PETROLEOS MEXICANOS	131,000.00	127,541.60
PETRONAS CAPITAL LTD	327,000.00	354,160.62
PICAU HOLD LLC/HOLD CORP	167,000.00	171,853.02
PILGRIM'S PRIDE CORP	217,000.00	218,937.81
PITNEY BOWES INC	106,000.00	110,630.08
PLAINS ALL AMER PIPELINE	60,000.00	65,878.20
PLAYTIKA HOLDING CORP	188,000.00	183,316.92

PM GENERAL PURCHASER LLC	253,000.00	261,386.95
POST HOLDINGS INC	482,000.00	468,494.36
PRESIDIO HOLDINGS INC	18,000.00	18,358.20
PRIME SECSRVC BRW/FINANC	51,000.00	54,029.40
PRIME SECSRVC BRW/FINANC	70,000.00	74,722.20
PRIME SECSRVC BRW/FINANC	63,000.00	64,596.42
PRIMO WATER HOLDINGS INC	11,000.00	10,997.36
PROG HOLDINGS INC	175,000.00	175,894.25
PROVIDENCE SERVICE CORP	19,000.00	19,822.70
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	295,000.00	309,106.90
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	95,000.00	100,267.75
PULTE GROUP INC	14,000.00	20,028.82
PULTE GROUP INC	36,000.00	47,039.40
PULTE GROUP INC	76,000.00	98,573.52
RACKSPACE TECHNOLOGY	407,000.00	382,221.84
RANGE RESOURCES CORP	100,000.00	102,039.00
RANGE RESOURCES CORP	39,000.00	43,574.70
RENEWABLE ENERGY GROUP I	100,000.00	103,340.00
RESORTS WORLD LAS VEGAS	300,000.00	300,075.00
REYNOLDS GRP ISS/REYNOLD	123,000.00	119,611.35
RITE AID CORP	148,000.00	148,910.20
ROLLER BEARING CO OF AME	43,000.00	43,469.56
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	147,000.00	162,698.13
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	153,000.00	173,290.86
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	104,000.00	105,846.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	418,000.00	424,662.92
RUMO LUXEMBOURG SARL	200,000.00	206,075.00
SABLE INTL FINANCE LTD	322,000.00	333,498.62
SABRE GLBL INC	80,000.00	84,199.20
SCIL IV LLC / SCIL USA H	205,000.00	208,776.10
SEALED AIR CORP	50,000.00	52,219.00
SEAWORLD PARKS & ENTERTA	91,000.00	97,336.33
SENSATA TECHNOLOGIES INC	173,000.00	171,958.54
SERVICE CORP INTL	52,000.00	50,893.44
SINCLAIR TELEVISION GROU	190,000.00	176,629.70
SINCLAIR TELEVISION GROU	163,000.00	150,825.53
SIRIUS XM RADIO INC	521,000.00	523,094.42
SIRIUS XM RADIO INC	43,000.00	41,328.59
SIX FLAGS THEME PARKS	84,000.00	88,975.32
SM ENERGY CO	73,000.00	75,970.37
SOUTHWESTERN ENERGY CO	88,000.00	97,931.68
SPA HOLDINGS 3	264,000.00	263,588.16
SPECIALTY BUILDING PRODU	39,000.00	40,248.39
SPECTRUM BRANDS INC	60,000.00	58,465.80
SPRINGLEAF FINANCE CORP	124,000.00	133,917.52
SPRINT CAPITAL CORP	42,000.00	62,902.98
SPRINT CORP	118,000.00	141,177.56
SQUARE INC	205,000.00	206,601.05
SQUARE INC	211,000.00	215,831.90
SRS DISTRIBUTION INC	45,000.00	45,772.65

STACR 2015-DNA3 M3	225,145.61	232,302.62
STACR 2015-HQA1 M3	151,773.33	155,069.83
STACR 2015-HQA2 M3	205,110.19	210,816.76
STACR 2016-DNA1 M3	188,359.57	196,920.83
STACR 2016-DNA4 M3	266,479.65	275,592.26
STAPLES INC	352,000.00	357,924.16
STAPLES INC	108,000.00	102,243.60
STATE AGE ROADS	329,000.00	309,362.81
STEVENS HOLDING CO INC	71,000.00	76,559.30
SUGAR HSP GMNG PROP/FIN	82,000.00	82,009.02
SUMMIT MID HLDS LLC / FI	169,000.00	171,382.90
SUNOCO LP/FINANCE CORP	4,000.00	4,163.84
SWITCH LTD	100,000.00	101,065.00
T-MOBILE USA INC	315,000.00	309,849.75
T-MOBILE USA INC	184,000.00	188,125.28
T-MOBILE USA INC	442,000.00	435,383.26
T-MOBILE USA INC	492,000.00	508,954.32
TALEN ENERGY SUPPLY LLC	255,000.00	151,694.40
TALEN ENERGY SUPPLY LLC	63,000.00	38,647.98
TALEN ENERGY SUPPLY LLC	133,000.00	122,809.54
TARGA RESOURCES PARTNERS	484,000.00	505,920.36
TAYLOR MORRISON COMM	134,000.00	149,450.20
TEGNA INC	76,000.00	76,984.96
TELECOM ITALIA CAPITAL	51,000.00	62,595.87
TEMPUR SEALY INTL INC	207,000.00	203,098.05
TENET HEALTHCARE CORP	123,000.00	129,864.63
TENET HEALTHCARE CORP	28,000.00	29,016.40
TENET HEALTHCARE CORP	701,000.00	705,724.74
TENNECO INC	31,000.00	33,517.82
TENNECO INC	53,000.00	51,952.19
TERRAFORM GLOBAL OPERATI	104,000.00	106,602.08
TERVITA CORP	157,000.00	182,506.22
TEVA PHARMACEUTICALS NE	203,000.00	200,208.75
TONON LUXEMBOURG SA 6.5	84,914.11	874.61
TPRO ACQUISITION CORP	115,000.00	125,306.30
TRANSDIGM INC	105,000.00	111,171.90
TRANSDIGM INC	433,000.00	450,294.02
TRANSDIGM INC	60,000.00	61,879.80
TRANSDIGM INC	267,000.00	272,689.77
TRANSOCEAN INC	71,000.00	52,411.49
TRANSOCEAN INC	76,000.00	73,990.56
TRANSOCEAN INC	76,000.00	54,436.52
TRANSOCEAN PHOENIX 2 LTD	66,999.88	67,684.61
TRANSOCEAN PONTUS LTD	83,750.00	82,524.73
TRANSOCEAN POSEIDON	74,000.00	71,993.86
TRAVEL + LEISURE CO	258,000.00	257,324.04
TRITON WATER HOLDINGS IN	114,000.00	115,176.48
TRIUMPH GROUP INC	132,000.00	145,210.56
TRIUMPH GROUP INC	65,000.00	65,551.85
TWILIO INC	27,000.00	27,001.08

小計	UNIFRAX ESCROW ISS CORP	79,000.00	79,458.99
	UNITED AIRLINES INC	156,000.00	160,860.96
	UNITED RENTALS NORTH AM	256,000.00	258,073.60
	UNIVISION COMMUNICATIONS	74,000.00	79,942.20
	UNIVISION COMMUNICATIONS	132,000.00	141,931.68
	UNIVISION COMMUNICATIONS	61,000.00	61,458.11
	UPC BROADBAND FINCO BV	212,000.00	216,432.92
	URBAN ONE INC	45,000.00	46,481.40
	US ACUTE CARE SOLUTIONS	74,000.00	76,864.54
	US FOODS INC	61,000.00	61,839.36
	US FOODS INC	123,000.00	124,121.76
	VAIL RESORTS INC	63,000.00	66,005.10
	VALVOLINE INC	207,000.00	207,565.11
	VENTURE GLOBAL CALCASIEU	203,000.00	212,122.82
	VERITAS US INC/BERMUDA L	645,000.00	668,097.45
	VIKING CRUISES LTD	115,000.00	131,458.80
	VIKING OCEAN CRUISES SHI	77,000.00	76,506.43
	VIRGOLINO DE OLIVEI10.5	545,000.00	5,463.62
	VISTRA OPERATIONS CO LLC	332,000.00	329,314.12
	VIZIENT INC	24,000.00	25,093.44
	VMED 02 UK FINANCING I	425,000.00	411,922.75
	VMED 02 UK FINANCING I	212,000.00	211,974.56
	W & T OFFSHORE INC	117,000.00	113,500.53
	WASH MULTIFAM ACQ INC	57,000.00	58,956.24
	WELLS FARGO & CO	254,000.00	268,076.68
	WESCO DISTRIBUTION INC	87,000.00	92,276.55
	WESCO DISTRIBUTION INC	106,000.00	116,208.86
	WESTERN MIDSTREAM OPERAT	91,000.00	95,590.04
	WESTERN MIDSTREAM OPERAT	55,000.00	65,799.80
	WILLIAM CARTER	64,000.00	67,069.44
	WILLIAM CARTER	154,000.00	159,719.56
	WOLVERINE WORLD WIDE	76,000.00	75,240.00
	WR GRACE HOLDING LLC	104,000.00	111,270.64
	WR GRACE HOLDING LLC	32,000.00	32,344.96
	WR GRACE HOLDINGS LLC	94,000.00	95,568.86
	WYNDHAM DESTINATIONS INC	136,000.00	150,277.28
	WYNDHAM DESTINATIONS INC	69,000.00	69,712.77
	WYNN LAS VEGAS LLC/CORP	487,000.00	497,377.97
	WYNN MACAU LTD	205,000.00	199,569.55
	WYNN RESORTS FINANCE LLC	177,000.00	178,240.77
	YUM! BRANDS INC	180,000.00	187,547.40
	銘柄数：478	81,036,157.69	82,245,524.56
	組入時価比率：81.6%		(9,384,214,352)
			81.5%
ユーロ	ADLER GROUP SA	100,000.00	89,427.00
	AEDAS HOMES OPCO SLU	254,000.00	258,904.74
	ALGECO SCOTSMAN GLOB FIN	100,000.00	101,533.00
	APCOA PARKING HOLDINGS G	130,000.00	129,275.90
	ARD FINANCE SA	339,000.00	349,180.17
	ASSICURAZIONI GENERALI	165,000.00	199,014.75

		AVIS BUDGET FINANCE PLC	102,000.00	104,249.10	
		BANCO SANTANDER SA	200,000.00	204,294.00	
		BCP MODULAR SERVICES	222,000.00	222,355.20	
		BELDEN INC	100,000.00	103,541.00	
		CARNIVAL PLC	107,000.00	84,216.49	
		CHEPLAPHARM ARZNEIMITTEL	145,000.00	145,627.85	
		CIDRON AIDA FINCO SARL	177,000.00	176,176.95	
		CONTOURGLOBAL POWER HLDG	100,000.00	99,229.00	
		DUFY ONE BV	270,000.00	267,229.80	
		GRIFOLS ESCROW ISSUER	176,000.00	177,092.96	
		GROUPAMA SA	200,000.00	248,790.00	
		IHO VERWALTUNGS GMBH	120,000.00	121,790.40	
		IHO VERWALTUNGS GMBH	100,000.00	102,307.00	
		INEOS QUATTRO FINANCE 1	156,000.00	158,340.00	
		INTRUM AB	150,000.00	150,238.50	
		INTRUM AB	190,000.00	184,300.00	
		IQVIA INC	169,000.00	168,367.94	
		JAGUAR LAND ROVER AUTOMO	230,000.00	248,687.50	
		JAGUAR LAND ROVER AUTOMO	187,000.00	210,840.63	
		KAIXO BONDCO TELECOM SA	133,000.00	133,498.75	
		KLEOPATRA FINCO SARL	265,000.00	256,517.35	
		KRATON POLYMERS LLC/CAP	100,000.00	102,550.00	
		LINCOLN FINANCING SARL	239,000.00	240,429.22	
		LOXAM SAS	155,000.00	153,408.15	
		NEINOR HOMES SA	169,000.00	169,956.54	
		NETFLIX INC	360,000.00	413,611.20	
		NETFLIX INC	332,000.00	414,917.00	
		NIDDA HEALTHCARE HOLDING	130,000.00	129,646.40	
		NOMAD FOODS BONDCO PLC	100,000.00	100,000.00	
		SAZKA GROUP AS	100,000.00	99,718.75	
		SCIL IV LLC / SCIL USA H	176,000.00	176,880.00	
		SUMMER BC HOLDCO B SARL	145,000.00	151,903.45	
		VERISURE HOLDING AB	132,000.00	132,429.00	
		VIA CELERE DESARROLLOS	165,000.00	169,831.20	
	小計	銘柄数：40	6,890,000.00	7,150,306.89 (920,029,987)	
		組入時価比率：8.0%		8.0%	
	英債券	ATLAS LUXCO 4 / ALL UNI	100,000.00	96,836.00	
		CITIGROUP CAPITAL XVIII	199,000.00	178,361.71	
	小計	銘柄数：2	299,000.00	275,197.71 (42,204,320)	
		組入時価比率：0.4%		0.4%	
	社債券計			10,346,448,659 (10,346,448,659)	
	合計			11,498,774,930 (11,498,774,930)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2021年11月30日現在

I 資産総額	11,454,132,659 円
II 負債総額	107,260,804 円
III 純資産総額（I－II）	11,346,871,855 円
IV 発行済口数	32,567,010,285 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.3484 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込

代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者（す。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。（2021年11月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は100,000株、うち発行済株式総数は32,600株です。

＜最近5年間ににおける資本金の額の増減＞

2018年9月 資本金の額を130百万円から1,630百万円に増資

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長および取締役社長を各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役会長が召集します。

取締役会の議長は、原則として取締役会長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

② 投資決定のプロセス

a. 運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

b. 信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a.の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用を除きます。）は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託します。

c. コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は2021年11月末現在次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	77本	4,303,828百万円
追加型公社債投資信託	—	—
単位型株式投資信託	9本	96,348百万円
単位型公社債投資信託	—	—
合計	86本	4,400,176百万円

※純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に従って作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度に係る中間会計期間（自2021年1月1日 至2021年6月30日）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期 別 科 目	注記 番号	第24期 (2019年12月31日現在)	第25期 (2020年12月31日現在)
		金 額	金 額
(資産の部)		千円	千円
I 流 動 資 産			
預金		2,759,787	3,133,817
有価証券		2,010,114	1,917,831
前払費用		87,371	81,538
未収入金		17,118	27,089
未収委託者報酬		1,048,114	1,584,883
未収運用受託報酬		532,203	720,701
その他		706	-
流 動 資 産 合 計		6,455,413	7,465,859
II 固 定 資 産			
有形固定資産			
建物	*2	871,310	770,053
器具備品	*2	277,251	220,106
有形固定資産合計		1,148,561	990,159
無形固定資産			
ソフトウェア		824	618
電話加入権		2,204	2,204
無形固定資産合計		3,028	2,822
投資その他の資産			
投資有価証券		30,091	30,559
長期差入保証金		239,050	218,975
長期前払費用		22,749	19,646
繰延税金資産		496,727	509,583
投資その他の資産合計		788,617	778,763
固 定 資 産 合 計		1,940,206	1,771,744
資 産 合 計		8,395,619	9,237,603
(負債の部)			
I 流 動 負 債			
預り金		25,383	30,784
未払金			
未払手数料		340,464	598,252
未払委託計算費		10,913	14,608
その他未払金	*1	613,280	1,493,523
未払費用		263,441	222,247
未払賞与		549,240	509,100
未払法人税等		319,758	257,527
前受収益		33,333	23,333
流 動 負 債 合 計		2,155,812	3,149,374
II 固 定 負 債			
退職給付引当金		309,930	353,187
関係会社長期借入金		1,956,150	1,858,410
固 定 負 債 合 計		2,266,080	2,211,597
負 債 合 計		4,421,892	5,360,971
(純資産の部)			
I 株 主 資 本			
資本金		1,630,000	1,630,000
資本剰余金			
資本準備金		1,500,000	1,500,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			

繰越利益剰余金		883,918	887,149
利益剰余金合計		883,918	887,149
株主資本合計		4,013,918	4,017,149
Ⅱ 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△40,191	△140,517
評価・換算差額等合計		△40,191	△140,517
純資産合計		3,973,727	3,876,632
負債・純資産合計		8,395,619	9,237,603

(2)【損益計算書】

科 目	期 別	注記 番号	第24期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第25期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
			金 額	金 額
			千円	千円
I 営業収益				
委託者報酬			10,610,896	17,129,599
運用受託報酬			1,175,012	1,340,039
販売代行報酬			44,467	62,801
その他営業収益		*1	△1,668,491	△5,295,180
営業収益計			10,161,884	13,237,259
Ⅱ 営業経費				
支払手数料			4,431,826	7,631,332
広告宣伝費			50,469	104,511
調査費				
調査費			58,783	72,491
図書費			1,005	2,340
委託計算費			443,720	493,712
営業雑経費				
通信費			40,386	41,776
印刷費			22,781	30,730
協会費			17,041	18,232
諸会費			2,357	2,312
営業経費計			5,068,368	8,397,436
Ⅲ 一般管理費				
給料				
役員報酬			135,076	116,112
給料・手当			1,357,412	1,351,104
賞与			583,769	563,121
交際費			8,320	3,931
旅費交通費			74,158	13,239
租税公課			83,585	81,930
不動産賃借料			244,747	259,172
退職給付費用			131,973	88,971
固定資産減価償却費			184,532	190,828
関係会社付替費用			494,692	520,782
諸経費			485,706	410,995
一般管理費計			3,783,970	3,600,185
営業利益			1,309,546	1,239,638
Ⅳ 営業外収益				
受取利息			44,214	10,010
為替差益			18,198	92,273
その他営業外収益			939	863
営業外収益計			63,351	103,146
Ⅴ 営業外費用				
支払利息		*1	77,593	76,006
営業外費用計			77,593	76,006

経常利益	1,295,304	1,266,778
VI 特別利益		
投資有価証券売却益	19	-
VII 特別損失		
固定資産除却損	-	195
税引前当期純利益	1,295,323	1,266,583
法人税、住民税及び事業税	464,139	432,487
法人税等調整額	△28,332	△12,855
法人税等計	435,807	419,632
当期純利益	859,516	846,951

(3)【株主資本等変動計算書】

第24期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
		資本準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	1,630,000	1,500,000	530,028	530,028	3,660,028	△ 24,398	3,635,630
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	△ 505,626	△ 505,626	△ 505,626	-	△ 505,626
当期純利益	-	-	859,516	859,516	859,516	-	859,516
株主資本以外 の項目の当期変 動額（純額）	-	-	-	-	-	△ 15,793	△ 15,793
当期変動額合計	-	-	353,890	353,890	353,890	△ 15,793	338,097
当期末残高	1,630,000	1,500,000	883,918	883,918	4,013,918	△ 40,191	3,973,727

第25期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
		資本準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	1,630,000	1,500,000	883,918	883,918	4,013,918	△ 40,191	3,973,727
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	△ 843,720	△ 843,720	△ 843,720	-	△ 843,720
当期純利益	-	-	846,951	846,951	846,951	-	846,951
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	△ 100,326	△ 100,326
当期変動額合計	-	-	3,231	3,231	3,231	△ 100,326	△ 97,095
当期末残高	1,630,000	1,500,000	887,149	887,149	4,017,149	△ 140,517	3,876,632

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（預金と同様の性格を有するもの）

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券（時価のあるもの）

決算日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 2 ～10年
器具備品 3 ～10年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。
ソフトウェア 5年

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(2)外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

未適用の会計基準等

(1)収益認識に関する会計基準

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(2)時価の算定に関する会計基準

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準第19号 2020年3月31日）

1. 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

2. 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(3)会計上の見積りの開示に関する会計基準

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

1. 概要

会計上の見積りの開示を行うにあたり、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、情報を開示することを目的とするものです。

2. 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(4)会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

1. 概要

重要な会計方針に関する注記の開示について、関連する会計基準の定めが明らかでない場合についても、関連する会計基準等の定めが明らかな場合と同じく、重要な会計方針として注記することを目的とするものです。

2. 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第24期 (2019年12月31日 現在)	第25期 (2020年12月31日 現在)
*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
未払金 171,135千円	未払金 852,691千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 225,027千円 器具備品 134,905千円	建物 332,744千円 器具備品 174,016千円

（損益計算書関係）

第24期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第25期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。
その他営業収益 △1,671,139千円 支払利息 77,593千円	その他営業収益 △5,295,980千円 支払利息 76,006千円

（株主資本等変動計算書関係）

第24期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	32,600	-	-	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2019年8月29日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	505,626千円
1株当たりの配当額	15,510円
基準日	2018年12月31日
効力発生日	2019年 8月30日

第25期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	32,600	-	-	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2020年6月10日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	843,720千円
1株当たりの配当額	25,881円
基準日	2019年12月31日
効力発生日	2020年 6月30日

（リース取引関係）

第24期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)		第25期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)	
オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに 係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに 係る未経過リース料	
1 年内	264,498千円	1 年内	264,498千円
1 年超	617,161千円	1 年超	352,663千円
合計	881,659千円	合計	617,161千円

（金融商品関係）

第24期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

（2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。長期借入金は、直接親会社であるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアからの借入金であり、信用リスクはほとんどないものと考えております。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第24期（2019年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	2,759,787	2,759,787	-
有価証券	2,010,114	2,010,114	-
未収入金	17,118	17,118	-
未収委託者報酬	1,048,114	1,048,114	-
未収運用受託報酬	532,203	532,203	-
投資有価証券	30,091	30,091	-
資産計	6,397,427	6,397,427	-
未払手数料	340,464	340,464	-
未払委託計算費	10,913	10,913	-
その他未払金	613,280	613,280	-
未払費用	263,441	263,441	-
未払賞与	549,240	549,240	-
未払法人税等	319,758	319,758	-
関係会社長期借入金	1,956,150	2,122,219	166,069
負債計	4,053,246	4,219,315	166,069

（注1）金融商品時価の算定方法に関する事項

- （1） 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。
- （2） 有価証券
有価証券につきましては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- （3） 投資有価証券
投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。
- （4） 関係会社長期借入金
長期借入金は親会社からの借入れであり、時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注2）長期差入保証金

長期差入保証金 239,050千円は、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	2,759,787	-	-	-	-	-
有価証券	2,010,114	-	-	-	-	-
未収入金	17,118	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,048,114	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	532,203	-	-	-	-	-
投資有価証券	30,091	-	-	-	-	-
合計	6,397,427	-	-	-	-	-

（注4）長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	489,038	-	1,467,112
合計	-	-	-	489,038	-	1,467,112

第25期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

（2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。長期借入金は、直接親会社であるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアからの借入金であり、信用リスクはほとんどないものと考えております。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第25期（2020年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	3,133,817	3,133,817	-
有価証券	1,917,831	1,917,831	-
未収入金	27,089	27,089	-
未収委託者報酬	1,584,883	1,584,883	-
未収運用受託報酬	720,701	720,701	-

投資有価証券	30,559	30,559	-
資産計	7,414,880	7,414,880	-
未払手数料	598,252	598,252	-
未払委託計算費	14,608	14,608	-
その他未払金	1,493,523	1,493,523	-
未払費用	222,247	222,247	-
未払賞与	509,100	509,100	-
未払法人税等	257,527	257,527	-
関係会社長期借入金	1,858,410	2,117,604	259,194
負債計	4,953,667	5,212,861	259,194

(注1) 金融商品時価の算定方法に関する事項

- (1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。
- (2) 有価証券
有価証券につきましては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。
- (4) 関係会社長期借入金
長期借入金は親会社からの借入れであり、時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 長期差入保証金

長期差入保証金 218,975千円は、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	3,133,817	-	-	-	-	-
有価証券	1,917,831	-	-	-	-	-
未収入金	27,089	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,584,883	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	720,701	-	-	-	-	-
投資有価証券	30,559	-	-	-	-	-
合計	7,414,880	-	-	-	-	-

(注4) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	464,603	-	-	1,393,807
合計	-	-	464,603	-	-	1,393,807

(有価証券関係)

第24期（2019年12月31日現在）

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	①国債・地方債等	-	-	-
	②社債	-	-	-
	③その他	-	-	-
	(3)その他	30,091	30,000	91
	小計	30,091	30,000	91

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	①国債・地方債等	-	-	-
	②社債	-	-	-
	③その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		30,091	30,000	91

（注） 有価証券のうち2,010,114千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としているため、上表には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
①国債・地方債等	-	-	-
②社債	-	-	-
③その他	-	-	-
(3)その他	1,019	19	-
合計	1,019	19	-

第25期（2020年12月31日現在）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	①国債・地方債等	-	-	-
	②社債	-	-	-
	③その他	-	-	-
	(3)その他	30,559	30,000	559
	小計	30,559	30,000	559
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	①国債・地方債等	-	-	-
	②社債	-	-	-
	③その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		30,559	30,000	559

（注） 有価証券のうち1,917,831千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としているため、上表には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券 該当事項はありません。

（退職給付関係）

第24期 （自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日）	第25期 （自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日）
1.採用している退職金制度の概要	1.採用している退職金制度の概要

当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>370,339 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>70,111 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>130,520 千円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>309,930 千円</td></tr> </table> (2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>-</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>-</td></tr> </table> <table> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>309,930 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>309,930 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>309,930 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>309,930 千円</td></tr> </table> (3)退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>70,111 千円</td></tr> </table> 3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、24,533千円でありました。	期首における退職給付引当金	370,339 千円	退職給付費用	70,111 千円	退職給付の支払額	130,520 千円	期末における退職給付引当金	309,930 千円	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-	非積立型制度の退職給付債務	309,930 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	309,930 千円	退職給付引当金	309,930 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	309,930 千円	簡便法で計算した退職給付費用	70,111 千円	当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>309,930 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>57,726 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>14,469 千円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>353,187 千円</td></tr> </table> (2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>-</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>-</td></tr> </table> <table> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>353,187 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>353,187 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>353,187 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>353,187 千円</td></tr> </table> (3)退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>57,726 千円</td></tr> </table> 3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,855千円でありました。	期首における退職給付引当金	309,930 千円	退職給付費用	57,726 千円	退職給付の支払額	14,469 千円	期末における退職給付引当金	353,187 千円	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	-	非積立型制度の退職給付債務	353,187 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	353,187 千円	退職給付引当金	353,187 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	353,187 千円	簡便法で計算した退職給付費用	57,726 千円
期首における退職給付引当金	370,339 千円																																												
退職給付費用	70,111 千円																																												
退職給付の支払額	130,520 千円																																												
期末における退職給付引当金	309,930 千円																																												
積立型制度の退職給付債務	-																																												
年金資産	-																																												
非積立型制度の退職給付債務	309,930 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	309,930 千円																																												
退職給付引当金	309,930 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	309,930 千円																																												
簡便法で計算した退職給付費用	70,111 千円																																												
期首における退職給付引当金	309,930 千円																																												
退職給付費用	57,726 千円																																												
退職給付の支払額	14,469 千円																																												
期末における退職給付引当金	353,187 千円																																												
積立型制度の退職給付債務	-																																												
年金資産	-																																												
非積立型制度の退職給付債務	353,187 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	353,187 千円																																												
退職給付引当金	353,187 千円																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	353,187 千円																																												
簡便法で計算した退職給付費用	57,726 千円																																												

(税効果会計関係)

第24期 (2019年12月31日現在)	第25期 (2020年12月31日現在)																																																																								
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>固定資産</td><td></td></tr> <tr> <td>未払事業税否認</td><td>10,672</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>81,261</td></tr> <tr> <td>親会社持分報酬制度負担額</td><td>94,241</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>154,733</td></tr> <tr> <td>貯蔵品</td><td>1,745</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>50,934</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>92,934</td></tr> <tr> <td>原状回復費用否認</td><td>16,722</td></tr> <tr> <td>長期繰延資産（移転支援金）</td><td>10,207</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>513,449</td></tr> <tr> <td>将来減算一時差異における評価性引当額</td><td>△16,722</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>496,727</td></tr> </table> 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>30.6 %</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>2.1</td></tr> <tr> <td>評価性引当額取崩し</td><td>0.4</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	固定資産		未払事業税否認	10,672	未払費用否認	81,261	親会社持分報酬制度負担額	94,241	賞与引当金損金算入限度超過額	154,733	貯蔵品	1,745	減価償却超過額	50,934	退職給付引当金損金算入限度超過額	92,934	原状回復費用否認	16,722	長期繰延資産（移転支援金）	10,207	繰延税金資産小計	513,449	将来減算一時差異における評価性引当額	△16,722	繰延税金資産計	496,727	法定実効税率	30.6 %	(調整)		交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.1	評価性引当額取崩し	0.4	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>千円</td></tr> <tr> <td>固定資産</td><td></td></tr> <tr> <td>未払事業税否認</td><td>8,496</td></tr> <tr> <td>未払費用否認</td><td>68,517</td></tr> <tr> <td>親会社持分報酬制度負担額</td><td>99,228</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>141,845</td></tr> <tr> <td>貯蔵品</td><td>1,264</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>76,909</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>106,179</td></tr> <tr> <td>原状回復費用否認</td><td>20,654</td></tr> <tr> <td>長期繰延資産（移転支援金）</td><td>7,145</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>530,237</td></tr> <tr> <td>将来減算一時差異における評価性引当額</td><td>△20,654</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>509,583</td></tr> </table> 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>30.6 %</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>2.3</td></tr> <tr> <td>評価性引当額取崩し</td><td>0.3</td></tr> </table>	繰延税金資産	千円	固定資産		未払事業税否認	8,496	未払費用否認	68,517	親会社持分報酬制度負担額	99,228	賞与引当金損金算入限度超過額	141,845	貯蔵品	1,264	減価償却超過額	76,909	退職給付引当金損金算入限度超過額	106,179	原状回復費用否認	20,654	長期繰延資産（移転支援金）	7,145	繰延税金資産小計	530,237	将来減算一時差異における評価性引当額	△20,654	繰延税金資産計	509,583	法定実効税率	30.6 %	(調整)		交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.3	評価性引当額取崩し	0.3
繰延税金資産	千円																																																																								
固定資産																																																																									
未払事業税否認	10,672																																																																								
未払費用否認	81,261																																																																								
親会社持分報酬制度負担額	94,241																																																																								
賞与引当金損金算入限度超過額	154,733																																																																								
貯蔵品	1,745																																																																								
減価償却超過額	50,934																																																																								
退職給付引当金損金算入限度超過額	92,934																																																																								
原状回復費用否認	16,722																																																																								
長期繰延資産（移転支援金）	10,207																																																																								
繰延税金資産小計	513,449																																																																								
将来減算一時差異における評価性引当額	△16,722																																																																								
繰延税金資産計	496,727																																																																								
法定実効税率	30.6 %																																																																								
(調整)																																																																									
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.1																																																																								
評価性引当額取崩し	0.4																																																																								
繰延税金資産	千円																																																																								
固定資産																																																																									
未払事業税否認	8,496																																																																								
未払費用否認	68,517																																																																								
親会社持分報酬制度負担額	99,228																																																																								
賞与引当金損金算入限度超過額	141,845																																																																								
貯蔵品	1,264																																																																								
減価償却超過額	76,909																																																																								
退職給付引当金損金算入限度超過額	106,179																																																																								
原状回復費用否認	20,654																																																																								
長期繰延資産（移転支援金）	7,145																																																																								
繰延税金資産小計	530,237																																																																								
将来減算一時差異における評価性引当額	△20,654																																																																								
繰延税金資産計	509,583																																																																								
法定実効税率	30.6 %																																																																								
(調整)																																																																									
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.3																																																																								
評価性引当額取崩し	0.3																																																																								

その他	0.5	その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.6 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.1 %

（資産除去債務関係）

第24期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

第25期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（関連当事者情報）

第24期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,215,426 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	△1,671,139	未払金	171,135
							諸経費の支払	494,692		

（注）1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千米ドル）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千米ドル）	科目	期末残高（千米ドル）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	157,256	持株会社	（被所有） 直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	-	関係会社 長期借入金	18,000
							支払 利息	713	その他 未払金	199

（注）1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）

アクサ・エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第25期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,271,261 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	△5,295,980	未払金	852,691
							諸経費の支払	520,782		

（注）1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千米ドル）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千米ドル）	科目	期末残高（千米ドル）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	157,256	持株会社	（被所有） 直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	-	関係会社 長期借入金	18,000
							支払 利息	715	その他 未払金	199

（注）1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）
 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
 アクサ・エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第24期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	販売代行手数料報酬	その他営業収益	合計
外部顧問への売上高	10,610,896	1,175,012	44,467	△1,668,491	10,161,884

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
11,788,557	△1,663,507	36,834	10,161,884

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する△1,663,507千円となります。

第25期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問への 売上高	17,129,599	1,340,039	62,801	△5,295,180	13,237,259

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
18,470,439	△5,289,155	55,975	13,237,259

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する△5,289,155千円となります。

（1株当たり情報）

項 目	第24期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第25期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
1株当たり純資産額	121,893 円 48 銭	118,915 円 10 銭
1株当たり当期純利益	26,365 円 54 銭	25,980 円 10 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項 目	第24期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	第25期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)
当期純利益（千円）	859,516	846,951
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	859,516	846,951
期中平均株式数（株）	32,600	32,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

第26期中間会計期間

2021年6月30日現在

(単位：千円)

資産の部		
流動資産		
預金		3,178,047
有価証券		1,562,372
未収入金		54,962
未収委託者報酬		2,089,997
未収運用受託報酬		386,240
その他		80,465
流動資産合計		7,352,083
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 2	715,509
器具備品	※ 2	195,752
無形固定資産		
投資その他の資産		2,719
投資有価証券		34,053
長期差入保証金		206,424
繰延税金資産		506,672
その他		18,354
固定資産合計		1,679,483
資産合計		9,031,566
負債の部		
流動負債		
預り金		26,149
未払金		
未払手数料		895,237
その他未払金	※ 1	1,684,086
未払費用		239,645
未払法人税等		233,894
賞与引当金		340,714
前受収益		18,333
流動負債合計		3,438,058
固定負債		
退職給付引当金		375,010
関係会社長期借入金		1,498,365
固定負債合計		1,873,375
負債合計		5,311,433
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,630,000
資本剰余金		
資本準備金		1,500,000
資本剰余金合計		1,500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		587,853
利益剰余金合計		587,853
株主資本合計		3,717,853
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		2,280
評価・換算差額等合計		2,280
純資産合計		3,720,133
負債・純資産合計		9,031,566

(2) 中間損益計算書

第26期中間会計期間

自 2021年1月 1日

至 2021年6月30日

(単位：千円)

営業収益		
委託者報酬		13,788,875
運用受託報酬		958,359
その他営業収益	※ 1	△5,037,253
営業収益合計		9,709,981
営業費用		
支払手数料		6,474,305
その他		446,385
営業費用合計		6,920,690
一般管理費	※ 2	1,978,232
営業利益		811,059
営業外収益	※ 3	1,607
営業外費用	※ 4	169,216
経常利益		643,450
特別利益		
有価証券売却益		61
税引前中間純利益		643,511
法人税、住民税及び事業税		193,293
法人税等調整額		2,910
中間純利益		447,308

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（預金と同様の性格を有するもの）

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券（時価のあるもの）

中間決算日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	2～10年
器具備品	3～10年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

（2）退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

（1）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

（2）外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

（中間貸借対照表関係）

※1 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

※2 第26期中間会計期間末（2021年6月30日現在）の有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物	387,288千円
器具備品	202,991千円

（中間損益計算書関係）

- ※ 1 その他営業収益のうち、△5,117,669千円につきましては、当社の親会社および海外グループ会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。
- ※ 2 第26期中間会計期間（自2021年1月1日 至2021年6月30日）の有形固定資産の減価償却実施額は、96,070千円及び無形固定資産の減価償却実施額は、103千円であります。
- ※ 3 営業外収益のうち主要なものは、受取利息 1,253千円となります。
- ※ 4 営業外費用につきましては、為替差損 130,960千円および支払利息 38,256千円となります。

（リース取引関係）

第26期中間会計期間末（2021年6月30日現在）オペレーティング・リース取引（借主側）のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、以下のとおりであります。

1年内	264,498千円
1年超	220,414千円
合計	<u>484,912千円</u>

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

第26期中間会計期間末（2021年6月30日現在）の、中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
預金	3,178,047	3,178,047	-
有価証券	1,562,372	1,562,372	-
未収入金	54,962	54,962	-
未収委託者報酬	2,089,997	2,089,997	-
未収運用受託報酬	386,240	386,240	-
投資有価証券	34,053	34,053	-
資産計	7,305,671	7,305,671	-
未払手数料	895,237	895,237	-
その他未払金	1,684,086	1,684,086	-
未払費用	239,645	239,645	-
未払法人税等	233,894	233,894	-
関係会社長期借入金	1,498,365	1,669,560	171,195
負債計	4,551,227	4,722,422	171,195

（注1）金融商品時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

- （1） 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。
- （2） 有価証券
有価証券につきましては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- （3） 投資有価証券
投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

（４） 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価については、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２）長期差入保証金（中間貸借対照表計上額 206,424千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（有価証券関係）

第26期中間会計期間末（2021年6月30日現在）中間貸借対照表計上額が、取得原価を超える投資有価証券は、以下のとおりであります。

中間貸借対照表計上額	34,053千円
取得原価	30,000千円
差額	<u>4,053千円</u>

有価証券のうち1,562,372千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって中間貸借対照表計上額としているため、上表には含めておりません。

（資産除去債務関係）

第26期中間会計期間（自2021年1月1日 至2021年6月30日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

第26期中間会計期間（自2021年1月1日 至2021年6月30日）

1. セグメント情報

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（１）製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとに分類した売上は、以下のとおりであります。

委託者報酬	13,788,875千円
運用受託報酬	958,359千円
その他営業収益	<u>△5,037,253千円</u>
合計	<u>9,709,981千円</u>

（２）地域ごとの情報

①営業収益

顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類した売上は、以下のとおりであります。

日本	14,747,234千円
米国	△5,113,820千円
その他	76,567千円
合計	<u>9,709,981千円</u>

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する△5,113,820千円となります。

(1株当たり情報)

第26期中間会計期間（自2021年1月1日 至2021年6月30日）

1株当たり純資産額	114,114円51銭
1株当たり中間純利益	13,721円12銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。
 2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	447,308千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	447,308千円
期中平均株式数	32,600株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（2021年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名 称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2021年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社*	10,000百万円	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社熊本銀行	10,000百万円	
株式会社十八親和銀行	36,878百万円	

* 野村證券株式会社は、募集・販売の取扱いを停止しております。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2020年12月末現在)	事業の内容
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	41億11百万米ドル*（約4,255億円） 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝103.50円（2020年12月30日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	投資運用業務を営んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド	19百万英ポンド（約27億円） 英ポンドの邦貨換算レートは、1英ポンド＝139.82円（2020年12月30日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド	9百万オーストラリアドル（約7億円） オーストラリアドルの邦貨換算レートは、1オーストラリアドル＝78.84円（2020年12月30日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	80百万香港ドル（約11億円） 香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル＝13.35円（2020年12月30日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	

*出資者に帰属するパートナー資本を記載しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 投資顧問会社の業務

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用の指図に関する委託契約に基づき、信託財産の運用指図（国内余剰金の運用の指図を除きます。）を行います。

3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアは、委託会社の全株を保有し、同社およびアライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社です。

第3【参考情報】

特定期間中に提出した書類及び提出年月日

2021年7月8日 臨時報告書

2021年8月19日 有価証券報告書

2021年8月19日 有価証券届出書

2021年10月7日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2021年3月12日

アライアンス・バーンスタイン株式会社 取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大畑 茂

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年1月24日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・ハイ・イールド・オープンの2021年5月21日から2021年11月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・ハイ・イールド・オープンの2021年11月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年9月17日

アライアンス・バーンスタイン株式会社 取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 畑 茂
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。